

○午後1時開会

○議長（本多健信君） ただいまから令和3年第4回品川区議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（本多健信君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

木村 けんご 君  
くにば 雄大 君

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○議長（本多健信君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

○会期決定について

○議長（本多健信君）

---

日程第1

会期の決定について

---

を議題に供します。今期定例会の会期を本日から12月9日までの15日間といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

次に、

---

日程第2

一般質問

---

を行います。

順次ご指名申し上げます。

渡辺裕一君。

〔渡辺裕一君登壇〕

○渡辺裕一君 私は、品川区議会自民党を代表して一般質問を行います。

1、地域福祉の取り組みについて。

この夏の2020オリンピック・パラリンピック東京大会では、競技団体や東京都等によって多くのテーマや目標が掲げられ、その多くの達成が評価をされています。

品川区においても同様に、ここ数年に取り組んできたことが区民の高い評価を得ています。品川区の代表的な取組として、「オリパラ教育を通じた人材育成と、多様性を尊重する共生社会づくりを進める

こと」、ホッケーファンゾーン実行委員会で表現された文化とスポーツ団体に携わる区民によるハーモニーと言える文化プログラムによるスポーツ参画、まさに代表的なテーマ、「大会を文化の祭典としても成功させ、世界をリードする文化都市を実現すること」が印象深く浮かびます。

取組の成果として、児童・生徒の障害者福祉理解の格段な向上が挙げられます。

学校でのオリパラ教育と同様に、地域イベントでもパラスポーツ体験や障害者理解へ学びの機会が多数あり、ひと昔であればまさしくバリアと言われた壁やモヤモヤ感がフリーとなり、子どもたちがごく自然に福祉への理解を学べる環境と言えます。

無観客となった東京大会ではありましたが、メディアを通じて多くの人々が、共生や多様性へのたくさんの発見や学び、知る機会を得たことが最大のレガシーと思います。

品川区のまちづくりでも、駅のホームドア設置や段差解消などが加速、バリアフリー促進を実感しています。

そして何よりも人々の関心の向上です。「共生」「個性」「多様性」の言葉が日常に舞い降りて、理解度と関心度が加速し動き出しました。私自身もその初めの一步を踏み出せた気がしています。

地域福祉は、新型コロナウイルス感染症の影響を短期、中長期に大きく受けることが危惧され、これまでの各課題への対応、さらに苦労が重なる現場への配慮や支援が、今こそ必要です。

第3期品川区地域福祉計画では、まず地域福祉と品川区が目指す地域共生社会への考え方が記されています。政策体系が、気づく心に始まり、地域での暮らし、適切な支援につながることの3区分に大変に分かりやすく整理されています。

この計画は、そして30以上の施策の区分となり、幾つか事例とともに伺ってまいります。

1つ目に、多様性を認め合う意識づくりから、ダイバーシティとインクルージョンの推進について、品川区が取り組む具体策をお知らせください。そして、私自身もこのような言葉の定義や本質への理解ができていたとはまだまだ思えません。多様性に関わる言葉や取組について、どの世代も学べる場と理解促進の機会を創出していくことを要望しつつ、区の方針と取組をお知らせください。

2つ目に、ボランティア活動への参加促進です。さきの2020オリパラ東京大会を含め、従来の福祉に加え、スポーツや文化、観光など多岐にわたる分野でボランティア活動が広がっています。活動する人々の動機も社会貢献だけでなく、楽しさや仲間づくりなど多様化しているようです。さきの品川区議会決算委員会でも高い評価がなされた品川区ボランティア制度である「しな助」の今後の活動、災害時でのボランティア受入れやコーディネート、そして多様化するボランティアを品川区において文化として定着することが大切と思いますが、それぞれの見解をお知らせください。

そして高齢者の介護予防やフレイル予防の観点から、元気な高齢者が地域社会の担い手としてボランティアに従事しやすい環境づくりへ、品川区の考え方をお知らせください。

3つ目の質問です。新型コロナウイルス感染症の拡大により、ここ1～2年で地域住民による様々な活動が大きな打撃と影響を受けています。社会参加の機会減少や経済的な困窮の問題は、高齢者や障害者、子ども等の配慮が必要な方々はもとより、若者、ひとり親、外国人、ひきこもりの方などにとって、従来の制度や仕組みでは対応が難しいケースが増えてきているようです。

国や東京都の動向に注視が必要ですが、さらなる相談体制と品川区による寄り添えるサービスが期待されます。社会的弱者と言われる方々へのコロナ禍での実態把握への検証と対応をお知らせください。

コロナ禍の福祉現場では人と人との接触を減らすためにオンラインの推奨をはじめ、デジタルツールが試されることが多くあります。しかしながら高齢者福祉の現場は、デジタル技術への理解が難しいケ

ースも多々あります。このデジタル取扱いから生じる格差をデジタルデバインドと呼ぶそうですが、今後の地域福祉ではICTは必須ですが、デジタルデバインドへの配慮をどう組み入れていくか、重要なことと考えます。ご見解を伺います。

4つ目の質問は、高齢者、障害者へのアウトリーチの実施、具体的事業として認知症初期集中支援と地域生活安定化支援について、ここまでの検証をお知らせください。

5つ目の質疑は、福祉人材の確保・定着・育成についてです。

都内の介護労働者の離職率は、令和元年度20.1%、東京都の令和2年度の有効求人倍率は、介護関係職種が6.19倍、保育士が3.47倍と、都内全職種1.17倍と比べて非常に高くなっている状況です。

第2期東京都地域福祉支援計画によると、「福祉人材の確保・定着を図るためには、若者に対して福祉の仕事の魅力・やりがいを正しく理解してもらうとともに、ミスマッチ解消による早期離職の防止や、離職したまま働いていない有資格者へのアプローチなど」と記されています。政府においても福祉人材への処遇改善へ向け、岸田首相が積極的な発言・発信を繰り返し、緊急の具体策もまとめられているさなかと認識されています。

ここで要望と質問です。多くの業種で各企業も人材への投資は積極的であり、多額の予算を組むことも珍しくない中、福祉を担う社会福祉法人等では団体の性格を踏まえて独自の取組が難しい状況と考えられます。

課題とされているイメージ戦略を含めた情報の発信や人材獲得への営業支援が緊急かつ効果的と考えます。介護福祉専門学校への支援強化と併せてご見解を伺います。

また従事する職員や学ぶ学生への支援として、住居をはじめとする各種手当も大きな効果が見込め、この手当に関連する支援について、さらに職場での負担軽減の期待が高い、既に導入された介護ロボットやICT活用による就労環境の改善状況と今後の展開も併せてお知らせください。

2、犯罪被害者条例の制定について。

令和3年3月29日付の東京弁護士会「東京都内のすべての区市町村に犯罪被害者条例を制定することを求める会長声明」より、大変分かりやすいので、引用した一部をご紹介します。

「犯罪被害者は、何の準備もないまま突然被害に巻き込まれ、特に重大な被害に遭った被害者は、事件の翌日以降、従前と同じように生活を続けるのはまず不可能である。そのうえ、捜査協力のために何度も警察に足を運んで、時間と労力を使い、精神的にも経済的にも、有形無形の負担は計り知れない。さらに、被害者が亡くなった事件では、近親者の死を悼む暇もなく、複数の役所の複数の窓口それぞれ出向いて数々の行政手続をしなければならず、そのたびに、被害に遭ったことを繰り返し説明することを強いられている」「区市町村こそが、市民が被害に遭ったときに、市民が頼る最も身近な組織である」「市民生活に寄り添う存在である区市町村は、住宅の確保、雇用支援、家事・育児・介護などの衣食住に関わる直接の支援、保健医療の分野での支援など、被害者のためにできることが極めて多い。しかしながら、現場の自治体職員が、熱心かつ自主的に被害者支援のために活動に取り組もうとしても、条例の法的根拠がないまま活動するには限界がある」、以上が声明文からの引用です。

また、令和元年東京都が行った実態調査報告書によると、被害者の被害後の状況として、不眠85.7%、PTSD（フラッシュバックや回避・まひ等）が77.1%、5割以上の方が「頭痛」「食欲不振」「うつ状態」「感情まひ」と答え、生活上の変化として、「加害者からの再被害の不安」「自分を責めるようになった」がともに9割強、「仕事をやめた」「経済的負担増」「異性と会うのが怖くなった」などが上位を占めます。

令和3年6月の新聞記事に、「SNS中傷、初の条例制定」とあり、インターネット上の誹謗中傷の被害者を支援するため、群馬県が条例制定の運びとの記載でした。ネット上での誹謗中傷では、相談先が分かりづらいほか、プロバイダー責任制限法に基づく発信者情報の開示手続が煩雑で時間もかかり、泣き寝入りを余儀なくされるケースも多いと指摘されています。

この支援制度では、弁護士の支援の下で被害調査や加害者特定など被害回復を図り、悪質な投稿の抑止につなげ、ネット利用の安全性を高めるとあります。また条例には、ネットリテラシー教育の推進も明記予定となっています。

11月12日から25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間となっています。政府はセクシュアルハラスメントやDV（ドメスティックバイオレンス）、性犯罪などの撲滅に向けた取組を集中的に実施します。DV相談は#8008の共通短縮番号での対応に始まり、同じく内閣府は、10月に導入した全国共通短縮ダイヤル#8891（早くワンストップ）と覚えてもらい性被害相談を知ってもらう活動を強化しています。

コロナの影響も強いと思われる不特定多数が見込まれる社会事件、最近の増加傾向に多くの区民も不安を感じているでしょう。

犯罪を未然に防ぐと同様に「何か起きてしまったときに助け合える社会」を強く意識する次第です。

また日常の地域団体と連携した防犯活動や消費者問題への活発な展開は、犯罪者心理からも未然に防ぐ効果が高いことは明らかであります。

犯罪被害から区民を守る制度の充実、条例の検討、未然に防ぐ日常活動への品川区の考え方をそれぞれお知らせください。そしてSNS、インターネット上での中傷誹謗への公的な支援は、特に若者や児童・生徒はじめ子どもたちの関与が多いと想定され、表面化されないことも多いため、一層の支援強化を望みますが、品川区の取組と今後の方針をお知らせください。

性被害相談やDVも同様に、家庭内や一人で抱え込んだりして相談にたどり着かないケースが多く考えられ、国の強化方針に沿って、東京都や品川区が被害者に寄り添う施策を拡充してほしいですが、ご見解を伺います。

### 3、しながわCSR推進協議会について。

平成22年5月に22社で発足し、現在は品川区を含む87社の会員で構成されるしながわCSR推進協議会は、これまでも品川区役所が事務局となり、情報交換や清掃美化など合同活動が展開されてきました。

直近の人口総数40万4,316人、昼間人口が54万4,022人と人口統計に示されるよう、日中の区民人口は、にぎわいのまちづくりとして、環境や防犯・防災、福祉活動に大きな影響力と大きな貢献があり、これからも期待されています。

協議会の年度別の会員発表テーマを追っていくと、社会情勢が反映されていますので、少し紹介いたします。平成22年は品川区におけるCSRについて、平成25年はCSRと社会貢献、同26年は社会貢献で経営の成功をつかむ、同27年に女性と環境、同28年に障害者差別解消法から考える、同30年、教育CSR、令和2年には協議会活動をSDGsで整理するとあります。当初は、CSR活動への認知度が少ない事例の中で戸惑いがあったそうですが、その後にビジネス現場で不可欠なものとなり、さらに社会課題への関心と関与が絶対条件へと変節を示しているテーマ選定と感じます。

同協議会発行の「企業と連携パンフレット2021」の巻頭には、協議会会長でもある濱野健区長の適格なメッセージが記されております。コロナ禍での課題と社会変化への対応、品川区長期基本計画が示す方向性がSDGsとの重なりと達成に相互に不可欠なこと、新しい生活様式での事業展開を呼びかけ、

C S R推進の時代に合った抱負が示されていることに敬服する次第です。

この2021メッセージは、今後の展開への大きな節目と起点となることと思います。約15年前の協議会設立時の状況から、現在のコロナ禍やオリパラ東京大会後の世界観への模様替えが必要と考えます。

これまでの事務局主体の活動は、信頼と安定感を軸に行政が担っており、その多くが評価される運営でありました。さらに今後もC S Rの性格も踏まえて行政による運営の維持、そこに民間指定や部分委託等の運用を加えた組織と会員、活動メニューの拡充が望ましいと考えます。特に企画運営には、民間の大胆な発想と構想、そして遊び心をふんだんに取り入れてほしいものです。しながわらしさを理解し表現できるのも行政が担うことの利点であり、様々な分野で区民と協働した成果と信頼関係を生かすべきです。

地域でのサービス需要と企業による供給メニューのマッチングや調整も行政が得意とすることと考えます。

引き続きC S R推進協議会の取組強化、品川区のマネジメント力を全開で取り組んでいただきたいのですが、ご見解をお知らせください。恐らくですが、シティプロモーションやふるさと納税など、多くの施策に波及効果も期待できるものと思いますので、併せてお考えと抱負をお知らせください。

#### 4、エシカル消費の理解促進について。

ここ数年のNHK紅白歌合戦の大トリを務め、東京オリンピック2020大会開会式で国歌斉唱を務めた国民的アーティストのM I S I Aさんが、7月7日に自由が丘にエシカルショップをオープンしたと多くのマスコミで報じられました。

私自身このニュースをきっかけに「エシカルって何だ？」に始まり、言葉を覚え、何となく知り、分かった気になり、意識が上がっているという状況でしょうか。

令和2年2月、消費者庁による「エシカル消費に関連する言葉の認知状況」という調査によると、「エコ」の認知度が72.6%と最も高く、次いで「ロハス」「フェアトレード」「サステナビリティ」、「エシカル」は8.8%となっています。エコも最初は知られていなかったが、現在の認知度は各世代に満遍なく知られる言葉となっています。

消費者庁によると、「地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。私たち一人一人が、社会的な課題に気付き、日々のお買物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることで、これが、エシカル消費の第一歩です。持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールのうち、特にゴール12に関連する取組」とあります。

「人・社会への配慮」として、フェアトレード認証商品、売上の一部が寄付につながる商品、障害者支援につながる商品選択が行動事例として挙げられます。

「地域への配慮」では、簡単、便利に購入できることは魅力的ですが、「地域の振興」もお買い物では大事な視点です。地元の本屋さん、電気屋さん、肉屋さんでお買物をしませんか？ 地産地消や地元応援することとの紹介もあります。

「環境への配慮」も大事な項目です。大量生産・大量消費・大量廃棄の暮らしによって、地球温暖化や海洋汚染などが発生し、生態系が破壊され、エネルギー資源が減少し、異常気象による農産物への被害などが深刻化している今、日々の暮らしの中で、「もったいない」と思うことが大事です。問いかけに真摯に向き合うこと、その行動が大切です。その行動事例として、エコ商品を選ぶ、レジ袋に代わりマイバッグ利用、マイボトル利用、食品ロスを減らすこと、電球を省エネLEDに交換する、ゴミ分別を徹底することなどが挙げられます。

まとめは「みんなで支え合う社会へ」として、今のことだけを考えず、未来への影響を考える、ユニバーサルデザイン、ダイバーシティ（多様性の尊重）などとして、消費と社会のつながりを「自分ごと」として捉えることと行動を呼びかけしています。

区内企業である東京サラヤ株式会社様は、CSR推進課により地域での学習機会提供やイベントでの協賛など多岐に環境啓発活動をされ、エシカルタウン構想を伺う機会もあり、この質問に当たり多数引用やご協力をいただきました。

発信力と影響力の強いアーティストやアスリート、文化人の影響は大きく、私自身もさきのM I S I Aさんの言葉に強く共感しました。さきのエシカルショップからのメッセージとして、「選ぶもので人生が変わる」何かに興味を持ちセレクトすることで、生活が楽しくなる。心地の良いアイテムを集めることで、心が豊かになる。知識を得て学ぶことで、より良い社会づくりにつながる。とのメッセージがあり、さらに「選ぶ楽しみ、商品から学ぶ楽しみを通じて、生活の潤いと心の栄養を届け」と続きます。

ここでエシカルに関して伺います。1つ目に品川区でのエシカル消費認知度を60%以上（SDGs認知度同様）にする目標を設定されたいこと、2つ目に品川区のエシカル消費の先進自治体としてモデル事業を検討されたいのですが、ご見解を伺います。

関連の深いSDGsに関して、自治体SDGsモデル都市の選出を目指されたいこと、SDGsのまちづくりへの具体策と関連事業を拡充されたいのですが、ご見解を伺います。

コロナ禍や様々な影響やダメージから未来へ進むために、寄り添う施策と配慮ある政治が求められているゆえに私自身の心がけとともに伺いました。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

**○区長（濱野健君）** 私からは、犯罪被害等についてお答えを申し上げます。

初めに、犯罪被害から区民を守る取組ですが、区は、まもるっちによる児童の見守りをはじめ、生活安全サポート隊によるパトロールや自主的防犯活動団体に対する支援などを推進しております。

また、町会・自治会と連携しながら設置している防犯カメラは、犯罪を未然に防ぐ抑止力になっております。

一方で、消費者の被害の防止につきましては、パネル展示や講座の開催のほか、民生委員や高齢者クラブなどと連携した啓発活動に取り組んでいるところであります。

今後も、こうした取組を充実させるとともに、地域と連携し、生活安全に関する区民の意識を高め、安全安心を体感できる地域社会を目指してまいります。

次に、犯罪被害者支援ですが、区では、相談窓口を設け、支援に関する全庁的な連絡会議や研修を開催し、関係機関と連携して対応に当たっております。

犯罪被害者等支援に関する条例についてですが、都の条例施行後の状況を見ながら、都と区の役割分担など、区における条例の必要性を検討してまいります。

次に、SNS等での非誹謗中傷についてですが、区は、差別・偏見、誹謗中傷は決して許されないと考えに立ち、一人ひとりが人権に配慮した行動を取るよう、広報紙の人権特集号などをはじめ、様々な機会を捉え、啓発を続けているところであります。また、区立学校では、市民科やセーフティ教室において、SNS等の使い方をはじめ、適切な情報活用について指導し、被害の未然防止に努めております。

誹謗中傷を受けた方への対応ですが、区民相談室で、弁護士等が相談を受けるほか、必要に応じ、法

務局等の適切な機関へつないでおります。今後も、相談窓口の周知に努めてまいります。

次に、性被害やDVについてですが、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、共生社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であります。区は、品川区配偶者暴力相談支援センターの機能を整備し、相談支援に係る区内外の関係機関との連携を図っております。

男女共同参画センターの総合相談における相談体制は、夜間でも相談できるよう拡充しており、DVのパンフレットには、品川区の相談窓口をはじめ、支援先である関係機関を分かりやすく掲載しております。引き続き、相談支援に努めてまいります。

その他のご質問等につきましては、それぞれ担当部門よりお答えを申し上げます。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、地域福祉の取組についてお答えいたします。

初めに、ダイバーシティとインクルージョン推進についてですが、区では、性別等にとらわれない人権尊重、多様な生き方への配慮や共生社会を目指す視点を取り入れた環境づくりに取り組んでいます。主な取組としまして、LGBT等の当事者や理解者が集い、交流できる場「みんなのひろば」の開催や区立義務教育学校への出前講座「性の多様性尊重講座」などを実施しております。今後も多様な機会や手段を捉え、幅広い世代に向けた講演会や講座などを実施し、理解促進に努めてまいります。

次に、ボランティアについてですが、しな助については、希望者は登録を継続し、イベント等での運営補助やボランティア情報の提供、ボランティアマインド醸成の研修等を行ってまいります。また、災害時のボランティアは、被災者の生活の安定と再建を図るうえで重要な役割を果たすものと考えており、組織的な受入れ体制の強化を図ってまいります。なお、ボランティア活動の種類や内容が広がっていることから、様々なボランティアの需要と供給の把握や意識啓発についての検討が重要と考えております。また、高齢者のボランティアへの参加につきましては、ポイント制度の活用などで、活動への参加意識の向上や継続を図っております。今後もポイントの対象となる活動の拡充を図るなど、担い手の確保に努めてまいります。

次に、コロナ禍での社会的弱者への支援と対応についてですが、コロナ禍における生活への様々な影響については、各所管課が相談等で状況を把握しております。特に生活にお困りの方の相談窓口である暮らし・しごと応援センターでは、令和元年と比較して数倍の相談に対応し、支援を行っているところです。今後も、国や都の動向を注視しつつ、庁内および関係機関と連携をして、適切な対応に努めてまいります。

デジタルデバイドの配慮につきましては、各種手続やサービスのオンライン化が進む中、デジタルに対する高齢者の不安の解消に向けて、スマホ教室などを行っているところです。ICTを適切に活用しつつ、従来からの対面で行う手法も維持し、誰もが安心して福祉サービスを受けられるよう努めてまいります。

次に、認知症初期集中支援につきましては、発症後の早期に専門職のチームが集中的に支援を行っており、現在、状態に応じて適切なサービスにつなぐことができっております。障害者の地域生活安定化支援につきましては、精神障害者の相談や家庭訪問、通院同行等を行っており、地域で安定した生活を送るうえで、重要な機能を担っております。

次に、福祉人材の確保等のイメージ戦略・情報発信についてですが、現在、「介護職の魅力発信」をテーマに具体策を検討しているところです。人材獲得の営業活動については、基本的には各運営者が取り組むべきことと捉えておりますが、引き続き助言等の支援を行ってまいります。介護福祉専門学校に

については、区は従前から修学資金貸付制度等の支援を行っております。学校でも、オンラインを活用した学校紹介など、様々な対策を講じていると聞いています。今後も学校との連携を図り、必要な支援策を検討してまいります。

次に、諸手当については、主として住居への支援として、社会福祉法人職員への住宅提供事業や、福祉避難所の協定締結事業者に対する家賃助成などを実施しております。介護福祉専門学校の学生向けには、社会福祉協議会がアパートを4室確保しております。

最後に、就労環境の改善については、昨年度からICTを活用した見守りシステムを指定管理施設に導入しており、職員の負担軽減に加え、サービスの向上につながったとの報告を受けております。また、今年度から、腰痛防止機器を導入した事業所への経費助成事業を実施しており、今後もそれぞれの効果を検証し、適切な支援を行ってまいります。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

**○総務部長（榎本圭介君）** 私からは、しながわCSR推進協議会についてお答えします。現在、多様な業種87社の会員企業がその持ち味を生かして様々な地域保健活動に取り組んでいるところです。こうした活動に関して、区ホームページでの紹介や、パンフレットの発行などでPRに努めているところです。引き続き、PRの手法や媒体の工夫で協議会活動の周知を促進し、活動の活性化につなげてまいります。また、協議会会員同士の連携事業に関する情報交換や、新しい事業提案により、CSR推進の取組強化を図ってまいります。

今後も、区内各所管との連携の促進や、企業からのご相談の適切なコーディネートに努め、より幅広い分野でのCSR活動が活発に行われるよう充実に努めてまいります。

〔地域振興部長久保田善行君登壇〕

**○地域振興部長（久保田善行君）** 私からは、エシカル消費の理解促進について、お答えします。

初めに、エシカル消費の認知度向上についてですが、エシカル消費とは「倫理的・道徳的」な消費行動のことで、人、社会、地域、環境に配慮したものを選択して商品を購入することです。区は、従前からパネル展示や情報誌等を通じて、啓発活動に取り組んでおり、11月30日には、東京サラヤ株式会社のご協力の下、エシカル消費を学ぶ講座を予定しております。認知度の数値目標を設けることについては、現時点では難しいですが、引き続き、多くの消費者が、エシカル消費を実践するよう、普及啓発に取り組んでまいります。

次に、モデル事業の検討ですが、令和3年5月に、エシカル消費イベントを開催する予定でしたが、コロナ禍の影響で中止となりました。イベントでは、区内事業者の取組の紹介、トークショー、ワークショップなど、民間団体と連携した、様々なメニューを予定しておりました。

令和4年度においても、啓発イベントの開催に向けて検討を進めており、今後も各種イベント等の中で、様々な普及啓発事業を展開してまいります。

次に、SDGsに関するご質問についてですが、区では、区立学校の市民科授業や、環境関係の講座・セミナーの開催、ESG債購入に伴う投資表明など、SDGsに係る取組を推進しております。

また、品川区長期基本計画が示す方向性は、社会、経済、環境の側面から取組を進めていくSDGsと重なるところが多く、長期基本計画を推進することは、SDGsの達成にも資するものと考えているところです。

このような考え方の下、事業の拡充に努め、住みよいまちづくりを進めてまいります。

内閣府のSDGs未来都市の選定応募については、様々な施策を推進する中で、今後研究してまいり



ます。

○議長（本多健信君） 以上で渡辺裕一君の質問を終わります。

次に、あくつ広王君。

〔あくつ広王君登壇〕

○あくつ広王君 私は、区議会公明党を代表して一般質問を行います。

初めに、マンション管理の支援について質問します。

質問の1点目は、区内マンションの現状と課題について伺います。

人口が密集する大都市圏において土地の有効活用が可能なマンションは不可欠な居住形態であり、マンションストック数は全国に約655万戸、国民の約1割に当たる1,500万人以上が居住しています。

一方で、マンションをめぐる「二つの古い」の問題が顕在化しています。

1つ目は「建物の老朽化」です。

築40年を超えるマンションは全国で約81万戸に上り、20年後には現在の4.5倍の367万戸に急増すると見込まれています。高経年マンションでは、外壁等の剥落、鉄筋の露出・腐食、給排水管の老朽化といった生命・身体・財産に影響する危険が発生するため、定期的な大規模修繕が必要です。しかし、国交省の調査によれば、築40年以上のマンションの約4割、築30年以上のマンションの約2割で、適時適切な大規模修繕が実施できていない可能性があります。

2つ目は「住民の高齢化」です。

マンション管理組合においては、居住者の定年退職による収入減や長期入院などによる管理費・修繕積立金の長期滞納、また建物の高経年化等に伴う想定以上の支出増が深刻で、管理組合財政は徐々に逼迫の度を深めており、加えて、役員のみならず、人材不足が顕著となっています。

一例ですが、昨年、滋賀県野洲市では、築48年の老朽化マンションが「二つの古い」により危険な管理不全状態となり、最終的には行政代執行で解体されました。

今後、社会生活の基盤であるマンションの劣化、スラム化が将来にわたって一気に進行しかねない状況が現実となっています。

まず、住戸は、大きく戸建て住宅と集合住宅の2種類に分けられますが、区内のそれぞれの住戸数と割合を教えてください。また、マンション管理適正化法で扱われる法令上のマンションの定義と区内の棟数と住戸数、そのうち築40年以上の老朽化したマンションの棟数・住戸数、その割合をお知らせください。そして、マンションの「二つの古い」の問題について現在の区の主な支援策を伺うとともに、どのように認識され、今後どのように対応すべきとお考えか、ご所見を伺います。

質問の2点目は、マンションの管理状況届出制度の活用について伺います。

東京都は平成31年3月に「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」を制定し、本条例に基づき、令和2年4月よりマンションの「管理状況届出制度」を開始しています。

本制度によって、一定のマンション管理組合はオンラインもしくは品川区を通して、その管理状況を東京都に届け出ることが義務化され、その届出内容は区も共有し、必要な支援を行うこととなりました。なお、平成29年9月末日が届出期限でした。

まず本制度の目的と内容、対象となるマンションの範囲、主な届出事項、区内の対象マンション棟数と現在までに届出のあったマンション数とその割合、届出がない管理組合への今後の対応をお知らせください。また、届出を分析した課題と改善策を伺うとともに、各マンション管理組合が参考にするため、その分析結果をホームページ等に公表すべきと考えますが、いかがでしょうか。

そして、区内のマンション管理士との現在の連携状況を伺うとともに、今後さらにマンション管理士などの専門家と新たな協定を締結するなど強力に連携していく必要があると考えますが、ご所見を伺います。

質問の3点目は、「（仮称）品川区マンション管理適正化推進計画」の策定と「マンション管理計画認定制度」の導入について伺います。

昨年6月にマンション管理適正化法が改正されました。概要は「地方公共団体の役割強化とマンション管理の適正化の推進」とされ、大きな改正点として、国がマンション管理の基本方針を策定し、任意ですが自治体はこれを踏まえて推進計画をつくり、区分所有者で構成する管理組合に対して必要な指導、助言を行うことが可能となりました。また、管理が適正なマンションを優良物件として自治体が認定する「マンション管理計画認定制度」も新設され、来年度から本格運用される予定です。

品川区版の会議適正化推進計画のできるだけ早期の策定と管理計画認定制度の早期導入を求めますが、時期も含めてご所見をお聞かせください。また、認定の基準と、認定された場合、区分所有者等にどのようなインセンティブがあるのかもお知らせください。

国が示す主な認定基準に加え、自治体が上乗せで基準を設けることも可能なことから、特に防災計画の策定や防災訓練の実施などの防災対策の取組や、町会・自治会への加入促進や連携強化等の取組の基準を上乗せすることを提案しますが、ご所見を伺います。

そして、法改正により、マンション対策における自治体の役割と責務が明確化しましたが、今後、住宅課内に専門的に対応する部署を設けるといった体制整備が必要と考えますが、ご所見を伺います。

次に、がん対策について伺います。

質問の1点目は、コロナ禍によるがん検診への影響と受診啓発について伺います。

感染拡大の影響を受け、昨年からがん検診の受診を控える人が増加したことから、令和2年第4回定例会一般質問において、がんの発見の遅れによる治療の困難を避けるため、がん検診の受診を促す啓発強化を要望しました。

本年9月1日付の「広報しながわ」でも特集が組まれ、「コロナの感染防止も重要だが、がんが進行しては取返しがつかない」との強いメッセージと、実際のがんに罹患され、治療された方の感想や、早期発見の重要性などが分かりやすく掲載されていました。

令和2年の品川区民の主要死因のうち、がんでお亡くなりになった方の人数とその割合をお知らせください。また、コロナ禍中において、がん検診の必要性・重要性についてどのような啓発を行われたのか、お知らせください。また、こうした地道ながん対策の啓発を拡充させ、今後も継続していただきたいと要望しますが、ご所見を伺います。

質問の2点目は、品川区がん対策推進計画の進捗について伺います。

平成30年第2回定例会で区独自のがん対策推進計画の策定を強く要望し、昨年6月に「品川区がん対策推進計画」が公表されました。

令和2年度から6年度までの実施期間に入っていますが、具体的な目標値が設定されていますので、幾つか進捗状況の確認と提案をさせていただきます。

長年にわたり公明党が議会で訴えてきた児童・生徒へのがん教育の取組を品川区が推進することが明記され、目標値として、「医師を講師」としたがん教育実施校を現行の5校から15校へ定めていますが、実施の状況と内容をお知らせください。

図書館でのがん情報提供実施館数を現状0館から11館とするとの目標について、進捗状況とその内容

をお知らせください。

また、誰でも気軽に利用できる図書館は、住民にとって身近な存在であることから、「いつでも、どこでも、だれでもが、がんの情報を得られる地域づくり」として、公立図書館とがん相談支援センター等が連携し、がんに関する書籍コーナーの設置や、専門家による相談会を開催する事例が全国的に増えています。区立図書館においても、教育委員会と健康課が連携したこのような取組を提案しますが、ご所見を伺います。

質問の3点目は、がん患者とその家族への支援について伺います。

「緩和ケア」、つまり、がんと診断されたときから、患者と家族が少しでも痛みや不安、悩みを軽減でき、QOL・生活の質を改善する適切な体と心のケアが重要です。

2006年制定のがん対策基本法に早期からの緩和ケア実施が盛り込まれ、品川区がん対策推進計画でも、予防・早期発見に加え、緩和ケアを含む「がん患者やその家族への支援」が基本目標として定められました。

令和2年10月から、相談や情報の提供など緩和ケアの場として、江東区のマギーズ東京での夜間相談窓口が開設されています。昨年的一般質問への健康推進部長の答弁で、「本人のみならず患者の友人などから、主に心理面についての相談が多く寄せられ」「相談事業の内容については、毎月の事業報告の中で、相談の傾向や利用者の性別、年代など、がん患者とその家族のニーズ把握に努める」とのことでした。

コロナ禍での船出で、開設からほとんどの期間が緊急事態宣言、まん延防止措置で外出もままならない状態での事業でしたが、マギーズ東京の夜間相談の利用者数の累計、また、相談の傾向や性別、年代ニーズについてお知らせください。また、検証した上で、来年度も品川区のマギーズ東京の委託相談事業をさらに充実し、継続していただきたいと思いますが、ご所見を伺います。

また、アピアランス支援も重要です。

「アピアランス支援」とは、がん患者の治療段階での毛髪や体形など、外見、外観の変化による精神的ダメージを軽減するための相談や、ウィッグ、補正下着の購入費助成等を行う支援を指します。

例えば、国立がん研究センターにはアピアランス支援センターが設置されており、医師や看護師、薬剤師、臨床心理士、美容専門家などが連携し、各種の相談事業を実施し、治療中も安心して過ごせるようサポートしています。

「品川区がん対策推進計画」策定委員会の委員長は、国立がん研究センター所属であり、同計画にもアピアランス支援の重要性が紹介されていますが、支援についてノウハウを持つ医療機関と品川区が連携し、がん患者の相談支援等を行うことも考えられますが、ご所見を伺います。

また、東京都による平成31年度「がん医療等に係る実態調査」によれば、治療費以外で患者の経済的な負担が大きい項目として「ウィッグ等のアピアランスケアにかかる費用」と回答した割合が30.8%に上っています。ウィッグや胸部補正具の購入費用、レンタル費用の助成等の支援を導入する自治体は増加しており、都内では千代田区、港区、豊島区、中央区、文京区、葛飾区、福生市が導入しており、続いて江東区、墨田区も導入の予定です。

昨年第4回定例会で、アピアランス支援への助成制度創設を求めた質問に対し、健康推進部長からは「治療を継続しながら自分らしく社会生活を送るためには、治療に伴う外見の変化に対する支援の重要性が高まっていると認識しており、今後、相談事業を通じて得た様々なお声を基に、必要な支援について検討する」との前向きな答弁がありました。

乳がんに罹患した区民からのご要望から2017年の議会質問で初めて要望して以来、アピアランス支援助成制度の導入を繰返し求めてまいりましたが、一刻も早く相談事業とセットで実現していただきたいと思いますが、ご所見を伺います。

次に、マイナンバーカードの普及促進について質問します。

質問の1点目は、マイナンバーカード交付の現状と課題について伺います。

我が国のデジタル化の遅れがコロナ禍で浮彫りとなり、行政サービスや手続の簡素化・効率化が急務の中で、行政のデジタル化の基盤となるマイナンバーカードの普及が大きな課題です。

マイナンバーカードは、オンラインでの行政手続を可能にするほか、本年10月からは健康保険証利用としての本格運用がスタートし、将来的には1枚のカードであらゆる証明が可能となります。しかし、カード交付率は日本全体で本年10月現在で38.4%と、今後さらなる普及促進が必要です。

マイナンバーカードの取得促進のため、国は昨年9月からマイナポイント事業を実施したところ、交付申請が大幅に増加しました。

今後、行政のデジタル化を進める中で、マイナンバーカードの普及が持つ意義と課題についてのご所見を伺います。また、近年の区のマイナンバーカードの交付率の推移と、マイナポイント事業が交付率に与えた効果について、ご認識を伺います。

マイナンバーカードの健康保険証利用について、通常の保険証と比較してどのようなメリットがあるのか、また、区内で対応が可能な医療機関・薬局の数、全体におけるその割合と、対応可能な医療機関がまだ少ないとのお声もある中で、今後の促進策を伺います。

現在、第二庁舎3階の「マイナンバーカード特設会場」および各地域センターにおいてマイナンバーカードの健康保険証利用を支援していますが、現在までのその利用者数を伺うとともに、区民へのさらなる周知を求めますが、ご所見を伺います。

質問の2点目は、マイナンバーカードの普及促進の工夫とデジタルデバイドの解消について伺います。

マイナンバーカードの申請にはパソコンやスマートフォンから簡単に申し込める「オンライン申請方式」と、この窓口で申請し、郵送で受け取る「申請時来庁方式」がありますが、ICT機器に慣れていない一定の年代以上を中心に、オンライン申請が困難な方がいます。

公明党は、社会の分断、格差を生むことがない「誰一人取り残さないデジタル化社会」を築くために、全ての人々が最低限度の情報通信技術を活用できる環境を保障する「デジタル・ミニマム」と「デジタル・デバイド（情報格差）の解消」を基本理念としており、国や自治体には最大限の配慮が必要であると考えます。

大田区、調布市、川崎市等では、申請にお困りの方を対象に、内閣府から貸し出している専用タブレットを使った写真撮影と申請までをお手伝いする「申請サポート」を実施し、区役所の窓口や特設センター等で、顔写真を無料撮影し、申請をお手伝いするサービスを行っています。また、杉並区では知的障がい者施設に出張して、利用者や近隣住民をサポートする出張申請受付を実施したり、神戸市では、平日、区役所に来庁しにくい勤労者やファミリー世帯のために、大型ショッピングモールで土曜・日曜に出張申請受付を行い、年間10日間の開催で、4,439人もの申請がありました。

今後、さらなるマイナンバーカードの交付率アップと、高齢者、障がい者の方などのデジタルデバイドを解消するため、例えば、休日やイベント等でのキャンペーンの実施や、地域センターなど地域ごとに、気軽に足を運べば、無料の写真撮影と申請受付までできるような工夫が必要だと考えますが、ご所見を伺います。

質問の3点目は、新たなマイナポイント事業への対応について伺います。

公明党は、今回の衆議院選挙の公約に、マイナンバーカードの普及促進と社会全体のデジタル化に寄与するキャッシュレス基盤の拡大を進める政策として、新たな「マイナポイント事業」を掲げました。選挙後の与党協議において、この公約を基にした制度設計の大枠が決定したところです。

手順として、マイナンバーカードをお持ちでない方は、まず、カード交付を申請し、交付後に、カードの本人確認機能を活用したオンライン申請でポイントを申請するという流れです。昨年の特別定額給付金、しながわ活力応援給付金と同様に、今後、マイナンバーカードの交付およびポイント給付の申請者は区内でも数十万人に上る可能性があります。

まず、マイナンバーカード交付の受付業務は従来どおり自治体への委託が推測されるどころ、昨年の給付金と同様、区役所に多くの人が押し寄せるような事態も予想され、人員、コールセンター等の万全の体制を構築する必要があると考えますが、ご所見を伺います。また、その後のポイント付与について不慣れな区民については、支援端末を区役所のみならず地域センター等にも配備して、申請・予約のサポートが可能な体制を構築すべきと考えますが、ご所見を伺います。

最後に、環境分野におけるSDGsの取組について質問します。

質問の1点目は、品川区環境基本計画へのSDGsの反映について伺います。

私たちは今、歴史の転換点とも言うべき決定的な瞬間を生きています。国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が本年8月の報告書で地球が人間の影響で温暖化していることに「疑う余地がない」と指摘する中、今月、イギリスのグラスゴーで、地球温暖化の進行を目標以内に食い止める「ラストチャンス」と称された「国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（COP26）」が開催され、SDGsの目標13にも掲げられた気候変動対策の緊急度が高まっています。

SDGsとパリ協定の採択後、我が国で初めて策定された現在の第5次環境基本計画では、新たな文明社会を目指し、大きく考え方をパラダイムシフトしていく時代の転換点であるとして、計画の重点戦略とSDGsの各ゴールを密接にひもづけ、環境に関する課題のみでなく、経済・社会的課題も同時解決していくことを目指した内容となっています。

SDGsは、政府だけではなく自治体や企業、民間団体等がステークホルダーとして、持続可能な世界、つまり人類の生存という世界共通の目的のために、2030年というタイムリミットに焦点を合わせ、行動するための共通の指標であることに気付き、全ての政策の横串として各種計画に位置付ける自治体も多くなりました。

品川区では、「地球温暖化対策の重要度の高まり」等への対応の必要性から、平成30年度に「品川区環境基本計画」を策定し、令和4年度に中間見直しを行う予定です。

品川区環境基本計画の見直しに当たり、SDGsを明確に位置付けることが必須であると考えます。また、一覧表を添付するような表面的なものではなく、計画の各戦略、各項目にSDGsの各ゴールを具体的に連動させるなど、一体不二のものとして計画の根底に位置付けていただきたいと思いますが、ご所見を伺います。

質問の2点目は、品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」でのSDGsの活用について伺います。

人類を含む全ての生命の存亡に関わる気候変動の影響を最も受けるのは、次世代の子どもたちです。学習指導要領の改訂により「持続可能な社会の創り手の育成」が明記され、品川区でも市民科を中心に各学校でのSDGsの取組が広がっており、来年度からはよいよ教育課程への明確な位置付けと実践が開始される予定です。

来年5月、戸越公園内でオープン予定の品川区立環境学習交流施設、愛称「エコルとごし」でも第1のターゲットとして「未来をつくる子どもたち」が掲げられています。

本施設の計画段階の当初から、我が会派は、2030年に向かって持続可能な地球環境をつくるために、国を超えて世界中の子どもたちが連帯して考え、行動するための共通言語であるSDGsの理念と目標を具体的、明確に反映した展示・学習内容となるよう強く求めてまいりました。

一方で、環境破壊による地球温暖化、気候変動による大干ばつや海面上昇、大規模な自然災害、人類の生存危機などを学ぶことは避けられないことから、学習が進み、関心が高まるにつれ、子どもの年齢によっては、焦燥感や不安感、絶望感や恐怖心に駆られる可能性もあります。

まず、SDGsの理念や目標が反映された展示や学習内容が検討されているのかございます。また、子どもの成熟度や年齢に配慮しながら、人類生存がかかっている環境問題について段階的に理解できる展示内容とすることを求めますが、ご見解を伺います。そして、品川区としてSDGs達成に取り組む決意、姿勢を示すため、以前から国連の規定に基づいたSDGsのホイールバッジの作成と着用を求めてまいりました。今私が着用している、17のゴールに対応した17色のバッジです。本施設で学び、持続可能な未来のために意識して行動を始める子どもたちにこそ、このバッジの活用が環境学習の一環としてふさわしいと考えますが、ご所見を伺います。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

区長濱野健君登壇]

○区長（濱野健君） 私からは、環境分野におけるSDGsの取組についてお答えを申し上げます。

初めに、品川区環境基本計画へのSDGsの反映についてですが、当該計画の見直しにおきましては、地球的な課題である温暖化対策を、区民・事業者・区が一丸となって持続可能な環境に向けて取り組むことが重要な視点であることを踏まえ、国・都・他自治体のSDGsの活用状況を注視し、反映について検討してまいります。

次に、品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」でのSDGsの活用についてですが、展示内容につきましては、来館者のそれぞれの年齢や理解度に配慮し、表現内容に工夫をしております。

次に、SDGsバッジの活用につきましては、SDGsそのものの理解を深める講座の実施や、展示を通じた学びなど、エコルとごしの環境学習の取組と連携するなど、当該バッジの活用について検討してまいります。

その他のご質問等につきましては、それぞれ各担当部門よりお答えを申し上げます。

[都市環境部長中村敏明君登壇]

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、マンション管理の支援についてお答えいたします。

初めに、区内の戸建て住宅と集合住宅の割合についてですが、平成30年度に国が実施した住宅土地統計調査によりますと、戸建て住宅が3万6,190戸、集合住宅が18万1,410戸で、戸建て住宅が17%、集合住宅が83%です。

次に、法令上のマンションの定義でございますが、2以上の区分所有者が存在して、居住する専用部分があるものとなっております。その棟数は約1,600棟、住戸数は約7万6,500戸です。そのうち、築40年以上のマンションの棟数は469棟で、マンション全体に対する割合は約30%です。住戸数については把握しておりません。

次に、現在の区の主な支援策につきましては、マンション管理相談、管理セミナー、管理士および建築士の派遣などです。これらの支援策は、今後ますます増加する老朽化マンションを適正に管理してい

ただく上で重要と考えております。より多くの方々に参加していただくよう、PRに努めてまいります。

次に、マンション管理状況届出制度ですが、管理不全の防止を目的としまして、助言・支援等を実施するものです。対象となるマンションの範囲は、区分所有法改正により管理組合が位置付けられた昭和59年1月1日より前に新築されたマンションのうち、居住部分が6戸以上のものです。

主な届出事項は、管理組合や管理規約の有無、管理費、修繕積立金、修繕計画の有無などです。対象マンションの数は490棟で、現在までに届出があったものは420棟で、85%です。

届出のない管理組合への対応につきましては、既に2回の郵送による通知と、マンション管理士による戸別訪問を行っているところです。引き続き全てのマンションに届け出いただけるよう、努めてまいります。

次に、届出を分析した課題と改善策ですが、修繕計画がなかったり、修繕工事が行われていないマンションが多くありますので、一級建築士やマンション管理士を派遣するなど、適切な管理を支援してまいります。

分析結果につきましては、今後、ホームページでの掲載を検討しております。

次に、マンション管理士との連携状況につきましては、管理セミナーの講師、建替え、修繕相談や管理相談の相談員、管理組合への派遣など専門知識が必要な業務に幅広く協力いただいております。

専門家団体との連携につきましては、現在マンション管理士会との協定を結んでおり、さらなる届出率の向上と適切なマンション管理を推進してまいります。

次に、マンション管理適正化推進計画およびマンション管理計画認定制度につきましては、早期策定に向け検討してまいります。

マンション管理認定制度の認定手順につきましては、マンションの管理者が、あらかじめマンション管理士による現在の管理状況の確認を受けた結果を基に区に申請をしまして、認定を受ける手順となっております。

認定を受けることによるインセンティブにつきましては、税制優遇制度、リフォームや購入時における融資の金利優遇、損害保険の保険料の引下げ等が現在国により検討されています。

認定の際の区の独自の上乗せ基準につきましては、防災計画の策定や防災訓練の実施、町会・自治会への加入等を検討しているところでございます。

次に、専門的部署の設置につきましては、今後ますます専門性が求められる状況になった場合に、適切な業務ができるよう、検討してまいります。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

**○健康推進部長（福内恵子君）** 私からは、がん対策についてお答えします。

初めに、がん検診受診の啓発についてです。令和2年の品川区民のがんによる死亡者数は910人で、主要死因の第1位であり、その割合は29%です。コロナ禍におけるがん検診については、広報しながわの特集記事に加え、FMしながわ「ほっとラジオしながわ」で、がん予防の生活習慣についての広報を行うほか、乳がん検診等の未受診者へ個別勧奨通知を送付するなど、様々な手段により検診の重要性を周知してまいりました。今後につきましては、現在、がんに関わる情報を集めたホームページを新たに作成しており、さらなる啓発の強化を図ってまいります。

次に、学校におけるがん教育についてですが、目標どおり令和元年度は5校、令和2年度および3年度は15校全ての中学校および義務教育学校で実施しております。大学病院の医師を講師に招き、がんの種類や原因、予防や治療について学習し、生活習慣の改善やがん検診の受診など、自分や家族の命を守

るために何ができるかを考える授業を行っております。

次に、区立図書館における、がん情報の提供については、図書、パネル、チラシ等による啓発を、現在5館において行っているところです。また、常設のコーナーにつきましては令和2年度より国立がん研究センターと連携し、約40種におよぶ閲覧用冊子や、配布用資料を整えて2館で実施しており、今後とも充実を図ってまいります。

次に、マギーズ東京の夜間相談窓口の実績ですが、昨年10月の開設から本年9月までの1年間で58名の相談があり、女性が約8割を占め、また年代は夜間相談ということもあり、働き盛りの世代が中心です。相談の傾向としては、心理面に関する相談、次いで医療に関する相談、経済面・仕事に関する相談の順となっております。具体的には「コロナ禍の影響で不安や孤独を感じどこかつながりたかった」「日中は仕事があり夜間相談が利用できてよかった」などの声が寄せられており、引き続き多くの区民にご利用いただけるよう、さらなる事業の充実に向けてまいります。

最後に、アピアランス支援についてですが、区内のがん診療連携拠点病院内に設置されている、がん相談支援センターでは、患者の支援に関する様々なノウハウが蓄積されております。今後、これらの機関と連携した支援策について検討してまいります。また、がん医療の進歩により、治療を継続しながら社会生活を送る方が増えており、こうした方々の生活の質の向上に向けて、アピアランスケアの支援についても、既に取り組が始まっている他区の事業の効果等を踏まえ、具体的な支援策について検討してまいります。

〔地域振興部長久保田善行君登壇〕

○地域振興部長（久保田善行君） 私からは、マイナンバーカードの普及促進についてお答えします。

初めに、マイナンバーカードの普及を進めることは、オンラインでの手続をはじめ、行政サービスの利便性を向上させるなど、デジタル社会の実現に不可欠であります。さらなる普及促進に向けて、周知や申請しやすい環境づくりが課題であると考えております。

交付率は、令和元年度末では約20%でしたが、マイナポイント事業が広く周知された令和2年7月から申請件数が増え、本年10月末の交付率は約42%と、2年間で倍増いたしました。

次に、マイナンバーカードの健康保険証利用では、自分自身の過去の処方薬や特定健診結果を閲覧できること、また、その情報を医師と共有し、より適切な医療が受けられるなどのメリットがあります。

区内で対応可能な医療機関と薬局の数は49で、全体の約4%であります。保険証利用の支援は、第二庁舎特設会場と地域センターで79件となっております。今後も、ホームページやSNS等で、健康保険証利用のメリットを周知してまいります。

次に、カード交付率アップと、デジタルデバイド解消のための取組について、お答えいたします。

交付率アップのためには、様々な機会を捉えて周知を図るとともに、デジタル機器の操作が苦手な方でも容易に申請できるよう、タブレット端末を活用したイベント等での申請について、検討してまいります。

次に、新たなマイナポイント事業への対応については、マイナンバーカード等のオンライン申請の一層の周知を図るなど、混雑回避に努めてまいります。人員体制についても、申請等の動向を注視しつつ、柔軟に対応してまいります。

マイナポイント付与への支援については、第二庁舎特設会場と地域センターで、約1,900件のサポートを行っており、今後も継続してまいります。

また、地域センターでのマイナンバーカードの申請等のサポートについては、人員体制等の課題があ



りますので、引き続き検討してまいります。

○議長（本多健信君） 以上であくつ広王君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時8分休憩

○午後2時25分開議

○議長（本多健信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

渡部茂君。

〔渡部茂君登壇〕

○渡部茂君 品川区議会自民・無所属・子ども未来を代表して一般質問を行います。

質問に入ります前に、一言述べさせていただきます。

先輩議員である伊藤昌宏前区議会議員が先月お亡くなりになりました。次の区議会議員選挙で雪辱を果たすべく活動が続けられておりました。再度この場所に戻り、区民の皆様の声を届けたかったであろうと推察します。改めてご冥福をお祈りしますとともに、地域の発展、議会の改革、変革を願った伊藤先生にお叱りを受けぬよう、活動が続けることを申し上げ、私の質問に入ります。

初めに、補助26号線についてお聞きします。

区民の皆様の期待を背負い、待ちに待った道路開通を10月22日にいたしました。荏原地域から大井町方面に向かうのに最短ルートで時間短縮にもなり、早速便利になったというお声があると同時に、幾つかのお問い合わせもいただきました。自分自身も早速自動車で行きました。道路状態が良く自然とスピードが上がってしまったり、見通しの悪いカーブの先に信号機があるなど、走行には注意が必要と感じました。ここで、地域の意向も含めて幾つか質問します。

1つ目は、26号線を経由するバス路線開業について伺います。新規開業区間には既にバス停となる部分が完成しており、今にも路線バスが来るような雰囲気醸し出しています。現状どのような状況にあるのかお知らせください。武蔵小山から大井町の路線バス開業はあるのか、大井町を終点としている路線バスの区間延長はあるのか、開業時期等も分かればお知らせください。また、路線事業者との話合いになるかと思いますが、空港連絡バスの武蔵小山延伸もぜひ進められたいのですが、区としてのご見解をお聞かせください。

次に、26号線開通による自動車交通量の増加、道路の混雑状況について伺います。開通後、交通量の変化についてはある程度の予測はあったでしょうが、実際のところ地域での生活状況にも影響が現れ始めています。道路渋滞についてですが、国道1号線と補助26号線が交差する戸越三丁目交差点における大井町方面からの渋滞がひどくなりました。11月10日15時頃の状況では、戸越三丁目交差点を先頭に大崎高校前の信号を越えて渋滞が発生していました。ここまでひどくなると右左折して住宅街に迂回し、狭隘な道路を大型の自動車が通過するといった弊害も発生しています。また、曲がる道を間違えてしまうと結局26号線に戻ってしまうケースもあるようです。そもそも国道1号線を大井町側から横切れる交差点はほかに百反通り、戸越銀座商店街と中延駅前しかなく集中しているのが現状かと思います。12日午前9時でも、小山方面からは順調でしたが大井町方面からでは大崎高校までつながっていました。朝の時間帯の都心に向かう国道1号線での渋滞の先頭も戸越三丁目交差点であることから、課題解決に向

けた調整は難航するかもしれません。この交差点では過去に大きな人身事故があり、歩車分離の信号機となっています。4方向ともに車道の幅もあり、歩行者が安全に通行するための時間確保も重要となります。まずはこの地点での交通量調査や住宅街に流入する車両の調査を早急を実施するとともに、国がとともに解決策を早急に探っていただくことを求めます。私自身が通行して思ったことは、可能であれば戸越三丁目側の大井町方面車線の幅を詰め、小山方面車線の右折レーンを長めにする。中原街道平塚橋交差点のみずほ銀行前では左折車線の新設により以前より渋滞が減りました。戸越三丁目交差点は歩行者への干渉がないことから交差点付近の左折専用レーンを双方向とも取りやめ、山手通りと国道15号線が交差する北品川二丁目交差点のように二車線で交差進入させるなど、まずはできる手当を考察し実行されるよう要望します。大きな問題点は、渋滞にしびれを切らした車両の住宅街への流入です。大きな事故が起きる前に交通事故を防ぐことを最優先に捉えていただきますようお願いするとともに、区のご見解をお聞かせください。

次に、子育て支援について伺います。

コロナ禍において多くの制約がある中、家庭では工夫を凝らした子育てが行われています。町なかでは皆さん感染防止のためマスクを着用しているため、乳児や幼児の顔認識によるコミュニケーションの不安も付きまといまいます。近隣に友人等がいる場合は、それぞれの自宅を往来したり近所の公園に出かけたりと積極的に他者との関わりをつくられているようですが、そのような環境にない方々には児童センターでの活動が一助になり、地域内でのコミュニケーションづくりに一役買っているといった話を伺いました。コロナ禍においても他自治体に先駆け一定のルールの中で乳幼児連れの方々への開館には感謝をいたしますとともに、子育て不安の解消に大きく貢献したと承知をしています。児童センターの今後について伺ってまいります。

区内児童センターは25館あり、子育て支援の拠点として、地域の子どもの居場所として今後も重要な行政施設です。運営については、この間の改編により直営館13館、委託館12館となっていることは承知しています。原則0歳から18歳までを対象とし、館ごとに特色があり、活動も様々です。しかしながら、児童センターが入る建物はほとんどが建築から40年から50年が経過しており、保育園含め建替えが喫緊の課題となっています。この際、区内児童センターの改築時期が重なることなど踏まえ、区内児童センターの在り方についてどのようにお考えなのか、どのような先を見据えているのかお知らせください。

次に、すまいるスクールとの関係について伺います。現実問題として各学校には放課後対策としてのすまいるスクールが設置をされていて、全児童が利用できます。25館の児童センターでは、放課後対策でなくても児童の居場所の提供、遊び場、趣味活動の場となっています。乳幼児に関する相談や遊びの場の提供はより近所にあってほしいもので、全館での対応が必要と考えますが、小中高生に関して言えばある程度のすみ分け、事業ごとに大きな特色を持たせ、集約することも可能ではないかと考えます。9館のティーンズ館の考え方を他の世代に広げ、地域拠点化してもいいかなとも思います。まず、今後の展望として、すまいるスクールとのすみ分けについてお聞かせください。また、区立児童相談所が開設すれば、包括的な子ども政策の実現に向け、今以上に情報の共有や連携の強化が必要とされます。品川区の子育て支援政策実現に向けた各施設の今後の関係、連携についてどのように考えていくのかお聞かせください。これらを踏まえ、今後の児童福祉職員の採用や育成についてのお考えもお聞かせください。ハード面でもソフト面でも子育てしやすい品川区と言われています。さらなる充実を希望します。

さて、区本庁舎建替えにより、第一、第三庁舎は取壊しとなりますが、第二庁舎は残ると伺っております。であれば、第二庁舎の利活用の中で、ぜひ大規模児童センターの設置を望みます。工作室や音楽

室などの設置による子ども向け教室の開催、雨天時でも遊べる施設づくり、ミニホールを設け、子どもたちの自主的発表会開催、今以上の充実した事業実施が行えると考えます。ぜひ検討いただきたいと考えます。区のお考えをお聞かせください。

次に、プレイパークの設置について伺います。勝島のしながわ区民公園にプレイパークが開設し、今現在もコロナ禍での制約はあるにせよ開園日はにぎわいを見せています。区民の方からはかねてより荏原地区にも開設してほしいとの声があり、現在荏原地区での開設に向けた検討会が開催されていることは承知しています。そもそもプレイパークは利用者が自主的にその中で遊び方を見つけ、独自の感性や趣向で遊んでいく。自身の技量の中で自身の責任で危険回避しながら遊ぶ。しかしながら、プレイリーダーがお兄さんお姉さんの役割を果たし、きっかけづくりや事故防止を行っている。楽しいと危ないが隣合わせでも、子どもたちの自主性や感性は磨かれていきます。さて、荏原地区での開設には幾つかの越えなければならぬ課題もあるかと考えます。ここで質問します。荏原地区での開設に向けた検討の進捗状況をお聞かせください。

区内には外遊びを行うグループが幾つかあり、区内公園にて活動いただいています。とりわけ旗の台公園で区の委託を受け月2回活動されているグループがあり、好評とお聞きしています。荏原地区での開設に向け、このような活動団体や現在のプレイパーク委託先からの声もしっかりお聞きをいただいて検討を進められたいと思いますが、これら団体の声は届いておりますでしょうか。お聞かせください。いずれにせよ区内3か所目のプレイパークが荏原地区に早期に開設することを願っております。

次に、ペットとの共生社会づくりについて伺います。

区内でも犬猫や小鳥、小動物に至るペットを飼育されている方々は多数おられます。家庭内の飼育に関しては多く問題が生じることはありませんが、犬猫は外に出る機会があり、地域内でのトラブルになることもあります。地域猫についても同様です。

初めに、ドッグランの設置について伺います。度々質問にも上がりますが、区近隣では大井中央海浜公園にドッグランが設置されておりますが、ほかの場所ではお聞きをしません。つい先日まで荏原地区隣接の他区ですが、民間のドッグランがありました。区内愛犬家の方たちが散歩しがてらに利用されていたそうです。残念ながら閉鎖されたとのことで、近隣に同様な施設はないかとのお問合わせをいただきましたが、大井中央海浜公園以外の答えはありません。区内公園に設置を要望したくとも、荏原地区に適切な場所は残念ながらありません。例えばキャッチボールが行える囲いのある場所で、時間を決め、衛生ルールを守り、ドッグランとしての利用を認めるとか、公園改築に合わせ、小さいなりにもドッグランを設置するなどできないでしょうか。または、現在道路用地等で空地となっている場所をフェンスで囲い、一時的活用するなどできないでしょうか。区のお考えをお聞かせください。

次に、地域猫について伺います。この間保健所では、ペット飼育マナーの向上に向け、講演会など様々な取組をされておりますことは承知しています。品川区獣医師会とも連携をされ、各種事業も行われています。猫は登録制度がなく、実際どの程度飼育されているのか把握できません。また、犬とは違い、地域猫も飼育数以上いると思われ、糞尿や鳴き声トラブルも聞きます。飼い主のいない地域猫の去勢について区は積極的な取組を行っています。この事業では一定のルールがありますが、活動者、活動団体の登録について、登録数や活動内容、また区民が事業を活用する際の注意事項があればお聞かせください。地域猫を去勢するには、まずこの地域猫を捕獲しなければなりません。そもそも地域猫は臆病であったり凶暴であったり人に寄り付きません。そのため、地道な給餌から始めるそうですが、この行為自体が餌やりとして地域からクレームが入ってしまうようです。地域猫の去勢のための行動は不幸な

地域猫をなくす手段であって、単にかわいそうだからとの身勝手な給餌では全くありません。地域でのペットとの共生社会づくりには必要な活動です。まずは区に対し、クレームが入っているのであればどのようなお問合わせがあるのか教えていただくとともに、区として今以上に活動に対する理解のための周知を行っていただきたく要望しますが、ご見解をお聞かせください。

併せて、避難所における同行避難についての現状もお聞かせください。大規模災害時に各地でペットの同行避難についての課題が上がり、品川区でもそれぞれの避難所連絡会議で同行避難のマニュアル記載が話されたと承知していますが、一部の避難所では当初掲載が見送られたとお聞きしました。現在の状況を、全避難所数とマニュアル化された避難所数、まだマニュアル化されていない避難所への対応状況を併せてお教えてください。声の多くある同伴避難についても、避難所単位ではなく自家用車活用を踏まえた専用施設の検討もお願いしたいのですが、区のお考えをお聞かせください。

次に、品川区の文化スポーツについて伺います。

初めに、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーについて伺います。

終わって間もない東京オリパラですが、個人的に、また周りと話していても、なぜか大分昔のような気がしてなりません。コロナ禍で無観客開催であったのも一因かもしれません。私も区内競技応援議連の一員として関わりを持たせていただきました。議会でも特別委員会で様々な視点から議論を続けました。競技大会が終了して間もない今こそ、次につながる施策が必要なのかもしれません。あと3か月後にはお隣中国の北京で冬季オリンピックが開幕を迎えます。オリンピック終了後、レガシーとなるような仕掛けは行われましたでしょうか。ソフトハード含め取り組まれたいと考えますが、いかがでしょうか。引き続きトップアスリートを品川区として各学校に派遣し、体験授業や講演会を定期的に行っていく。2020大会で使用した物品を各学校や区の施設に展示していくなども考えられます。先日、ビーチバレーボール協会の関係の方から、区内会場であった潮風公園のビーチバレーコートで使用した砂を品川区に寄贈したとの話を伺いました。この砂は、いずれの時期にどのように取り扱われるのかお伺いします。また、それ以外にも物として残し展示するなどの取組をされてはとありますが、いかがでしょうか。区のお考えならびに現在の状況をお聞かせください。

文化スポーツの拠点づくりについて伺います。

先日、会派で北海道に視察に伺いました。ご覧をいただき、北海道日本ハムファイターズ取締役の方から、現在北広島市に建設中のボールパーク構想についてご説明をいただきました。日本ハム様の本社は大阪ですが、東京支社は大崎にあります。また、幼少期を品川で過ごされ、現在も大崎に来られることもあり、スポルにも視察に来られたそうで、広町地区のことも熟知をされておりました。私たちからしてみれば自治体との関わりがテーマでしたので、札幌市との関係や北広島市選定になった経緯も伺う中で、区内にアリーナ等計画する際の参考になりました。かなり踏み入った話も伺うことができました。行政単独で箱物をつくってしまうと、その後の指定管理の運営や維持管理まで含め、行政としての黒字化は難しい。しかしながら、幾つか取れる手法の中で最適なものを選べばウィンウィンに持っていくことができ、行政としては長期の定期借地で収入のみ入ってくる。それでいて確実に町はにぎわうということが将来想定されています。ちなみに現地視察も行いましたが、球場はかなり出来上がっており、2023年3月に開業とのことで、近接地には2027年にはJR北海道の鉄道駅が開業するとのことでした。

さて、品川区では、広町地区の再開発でJRによるまちづくりが行われます。区の新庁舎が完成し、移転後は現在の第一、第三庁舎が跡地となり、区の所有地として空地になります。既に区民向け施設は総合区民会館や総合体育館があります。集客による地域のにぎわいづくりを第一に考え、この跡地に区

が直接建設をしなくとも、定期借地で民間の様々な手法を活用して、品川区における文化スポーツの拠点となるべくプロスポーツの開催やコンサート、ミュージカルの開催、見本市の開催など、観戦も可能な客席を設けた上で複合的に活用可能な屋外施設の建設について検討されたいと思いますが、ご見解をお聞きします。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、品川区の文化スポーツについてお答えを申し上げます。

東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーについてですが、ホッケーやブラインドサッカーを中心としたスポーツの普及啓発を引き続き行うほか、教育委員会と連携して、子どもたちがトップアスリートと接する機会の創出に努めてまいります。また現在、ビーチバレーボール会場で使用した砂の各学校への配布や、聖火リレートーチなどの大会関連物品を区内施設に展示する準備をしております。今後は、恒久施設である大井ホッケー競技場で行われる国際大会や全国大会の際に、舟運など区の観光資源を活用したおもてなし事業を企画するなど、区民が主体となる地域のにぎわいにつなげてまいります。また、東京2020大会期間中に「しながわハウス」の会場として予定しておりました旧東品川清掃作業所を引き続きスポーツ施設等として暫定活用できないか、検討中でございます。

次に、文化スポーツの拠点づくりについてお答えを申し上げます。

現庁舎および新庁舎整備候補地は、「大井町駅周辺地域まちづくり方針」におきまして、「行政機能・にぎわい集積ゾーン」として位置付けられております。庁舎移転後の跡地活用につきましては、大井町エリアのさらなるにぎわいの向上のため、多くの集客が可能な多目的の施設が必要であると考えております。

ご提案をいただきました内容や整備手法等を含め、様々な観点から検討をしております。

その他のご質問等につきましては、各部門よりお答えを申し上げます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、補助26号線についてお答えいたします。

初めに、補助26号線への路線バスの導入についてですが、区は、これまでもバス事業者に対し、開通後の路線バスの運行を要望し、事業者からは、運行時期は未定だが、補助26号線の重要性は十分理解しており、運行に向け検討していくとの回答がなされております。

区としましては、武蔵小山と大井町を結ぶ路線の導入のほか、羽田空港連絡バスの大井町から武蔵小山への延伸など、公共交通のさらなる利便性の向上に向け、一刻も早く路線バスが導入されますよう、引き続きバス事業者に要望してまいります。

次に、道路ができ、通行できるようになったことによる渋滞についてですが、こうした現状を区でも把握しており、現在、東京都に対し交通状況を分析し、具体的対応策の検討を要請しているところです。今後も都や交通管理者の警察と連携し、渋滞解消をはじめ、区民の安全安心に取り組んでまいります。

〔子ども未来部長柏原敦君登壇〕

○子ども未来部長（柏原敦君） 私からは、子育て支援についてお答えいたします。

初めに、児童センターの在り方についてですが、現在、ニーズ調査の準備をしており、地域子育てグループへのヒアリングも予定しているところです。今後、有識者や様々な立場の皆さんのご意見を聞き、児童センターに求められる機能について検討をしております。

次に、すまいるスクールと児童センターの役割についてです。すまいるスクールは、放課後の全児童

対策として運営しており、特に、低学年や配慮が必要な児童においても、安全・安心に過ごすことができる居場所であると考えております。一方、児童センターは、中高生との交流や様々なスポーツ・遊びが体験できる魅力的な居場所となることを目指しております。

次に、区立児童相談所開設後の児童センターの取組についてですが、子ども家庭支援センターと連携し、在宅子育て支援事業の拡充や児童養護施設等と相互理解を深めるなど、子どもの見守り機能の強化を図ってまいります。

次に、児童福祉職員につきましては、区立児童相談所の開設を見据えて、計画的に採用を進めております。児童相談所を核として、子ども家庭支援センター、児童センターなどの児童福祉に関する職場のほか、障害者福祉、生活福祉など様々な職場で経験を積むことにより、専門性と広い視野を兼ね備えた職員の育成を図っております。

次に、新庁舎整備に伴う第二庁舎、いわゆる現防災センターの活用についてですが、品川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会における、品川区新庁舎整備基本構想の答申の中で、「第二庁舎は、築年数などを踏まえて残すこととして、その活用については別途検討します」とされております。これを受けて残す方向で考えており、今後、様々な行政需要を踏まえ検討してまいります。

次にプレイパークについてお答えいたします。令和2年度から荏原地区でのニーズ把握を兼ねて、旗の台公園を活用した外遊び推進事業を開始し、年間1,600人を超える参加がありました。毎回行うアンケートでも好評を得ており、運営団体とも意見交換して進めているところです。荏原地区での開設に向け、引き続き適地の検討をしてまいります。

〔防災まちづくり部長藤田修一君登壇〕

**○防災まちづくり部長（藤田修一君）** 私からは、ペットとの共生についてお答えします。

初めに、ドッグランについてですが、ドッグランは一定の広さが必要であり、現在の区立の公園などにおいてはその設置は難しいと考えております。しかしながら、愛犬とともに公園を利用したいという声も寄せられておりますので、区といたしましては、様々な工夫について、引き続き検討してまいります。

次に、地域猫についてお答えいたします。

地域猫に関する対策は、「飼い主のいない猫との共生モデル事業」として、町会・自治会ごとの申請により現在21地区で取り組まれております。活動は、地域で適切な餌やり、去勢・不妊手術などにボランティアが中心で取り組み、区が手術費の助成、活動支援などを行うものです。事業活用の際は、事前に飼い主のいない猫の現状把握、取組に対する地域での合意、ボランティアの確保などの準備をお願いしております。

区民からの声は増加傾向にあり、不適切な餌やりによる衛生問題や糞尿被害に関するものが多くなっています。最近では、不適切な餌やりなどを行う人と地域の方の人間関係のトラブルを伴うものも増えており、対応に多くの時間を要し、警察に協力を要請するケースも出ています。

このような状況から、今後も地域猫に関する活動について、区民の皆さんに一層の理解、協力をいただくため、地域猫活動に関心のある方、被害に遭われている方、関心がない方など、対象に合わせて内容、方法を工夫し、より効果的な啓発に努めてまいります。

次に、避難所への同行避難についてですが、全52の区民避難所のうち34か所でペットの受入れをマニュアル化しております。区といたしましては、全ての区民避難所で同行避難について理解が得られるよう、個別説明などを継続しているところでございます。

また、ペットとの避難生活のための専用施設の検討については、場所の確保などが課題であります、ペット対応に係る先進自治体の事例を参考に、研究を進めてまいります。

○議長（本多健信君） 以上で渡部茂君の質問を終わります。

次に、のだて稔史君。

〔のだて稔史君登壇〕

○のだて稔史君 日本共産党を代表して一般質問を行います。

初めに、戸越公園駅前の暖かみある商店街を壊す戸越五丁目10番地タワーマンション計画は中止をです。

東急大井町線戸越公園駅周辺では29号線道路と一体に超高層ビルが立ち並ぶ計画が進められています。ほとんどの建物が5階までの町に、駅北側では20階以上の超高層ビル2棟を含め商店街の両側に9棟、南側では7棟ものビルが林立する計画です。現在工事中の戸越五丁目19番地区。続く2棟目となるのが戸越公園駅北地区、通称10番地計画です。23階の19番地と同程度のタワーマンションが計画されています。既に2018年10月に再開発準備組合が発足して3年が経過。19番地では準備組合が発足して、5年後に本組合を設立しており、10番地もあと2年程度で本組合に移行する可能性があります。その後、都市計画手続を経て工事を進める計画です。

10番地計画の地権者、借地人、借家人などの権利者それぞれの人数と準備組合への参加人数を伺います。

こうした再開発が一部の人により進められています。計画をバラ色に描くディベロッパーなどとともに再開発推進派が話を進めてしまい、町の良さを残したい人は置き去りです。戸越五丁目町会が2019年に実施したアンケートでは、「再開発事業があることを知っていますか」との質問に、知らない18%、知っているが具体的には知らない42%で、地元町会の人でも過半数がよく分からないまま進められています。ほかの地域でも区議会に陳情が提出され、ほかの区議からも進め方に批判が出ています。

近隣住民はよく分からないまま、ディベロッパーなどが誘導する再開発の進め方は見直すべきではないでしょうか、伺います。

今の商店街の良さは、ゆったり歩きながら買い物したり、お店の人と会話をしてコミュニティを育んでいるところです。計画により、この商店街が壊されてしまいます。店舗ができては賃料が高くなり、これまでのお店は残れません。この雰囲気は一度壊されたら元には戻りません。

10番地の計画地の方にお話を伺いました。「ここで生まれ育った。ビルになったら暖かみのある商店街がなくなり、風も強くなり住みにくくなる。開発を権利者でない人が進めている」と、再開発と29号線道路は必要ないとの声。別の方は、「長い間ここに住んでいるので新しいところに住むのは無理。生きていけない。健康のために考え込まないようにしている」と、不安な気持ちを話してくれました。タワマン建設が地域に暗い影を落としています。

暖かみある商店街を壊す戸越五丁目10番地タワーマンション計画は中止を求めます。いかがでしょうか。

超高層再開発を後押ししているのが行政の税金投入です。これまで区は再開発ビルに補助金を約1,400億円も投入し、タワマンやオフィス建設に誘導。先行している19番地区では総事業費約153億円のうち補助金など税金投入は約39億円で4分の1にもなります。19番地区について「階数を減らしても事業は成り立つのではないか」との質問に、区は「再開発組合に利益は発生しない」と答弁。しかし、事業に参加している大成建設、三菱地所レジデンス、東急などが保留床を得て、それを売却することで利

益を得ています。ゼネコンやディベロッパー、コンサルが他人の土地を使って莫大な利益を生み出す事業に多額の税金投入をして誘導するのは行政のやるべきことではありません。特に今は第6波の備えなどコロナ対策にこそ税金を使うべきです。

税金投入で超高層再開発ビルに誘導するのはやめるべきです。いかがでしょうか。

再開発では、国の補助金である社会資本整備総合交付金を申請するために要望調書を毎年区が提出します。今回、19番地の要望調書を区から入手しました。調書には再開発基本構想、年度ごとの事業費や補助金、保留床処分金、権利床と保留床の面積、権利者の賛否などが記載されていますが、この内容全てが黒塗りです。黒塗りも問題ですが、権利者の賛否記載が特に問題です。人数を書く賛成、反対、保留および備考の欄がありますが、計画についての賛否は都市計画手続のどの段階でも求められることはありません。住民の賛否を区が勝手に判断し報告することは、内心の自由を侵すものであり、やめるべきです。

要望調書に記載されている権利者の賛否は何を根拠にどう判断しているのか。なぜ賛否を記載する必要があるのか。それぞれ伺います。

次に、気候危機の打開は待たなし。石炭火力、原発は廃止し、省エネと再生可能エネルギーへの転換をです。

地球温暖化による気候危機と呼ぶべき非常事態が起こっています。世界でも大規模な森林火災や50度前後の熱波、干ばつによる農作物被害など異常気象が起き、日本でも台風の大規模化、「何十年に一度」とされる豪雨災害が毎年起きるなど、地球規模の非常事態です。環境省の2100年、未来の天気予報では、夏の東京の最高気温は43.3度、猛暑日が60日にも。気候危機の打開には地球の気温上昇を産業革命前より1.5度未満に抑えることが求められ、2030年までにCO<sub>2</sub>50%削減が必要です。これから10年足らずの取組に、人類の未来、そして私たちの生活がかかっているのです。

化石燃料を使用するエネルギーからの転換が重要です。CO<sub>2</sub>を大量に排出する石炭火力の廃止が大きな焦点となった国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議、COP26では、岸田首相は、石炭火力を継続し、9か所新增設、2030年度にも発電量の19%を賄い、アジアへの輸出も含め、長期にわたりCO<sub>2</sub>を大量に排出し続ける姿勢を示しました。日本は地球温暖化対策に後ろ向きな国に送られる化石賞をまたも受賞。国連は2030年までの廃止を先進国に求め、イギリスは2024年、カナダは30年に石炭火力からの撤退年限を表明しています。

脱炭素を口実に、原発で2030年の発電量を20%賄うことも問題です。これには20基以上の再稼働や近い将来の新增設が必須。原発頼みは放射能汚染や使用済み核燃料を生み出し、数万年先まで環境を脅かし、再生可能エネルギーの優先利用を妨げることになります。

岸田政権の姿勢は電力利権の立場に立って、世界の流れに逆らい気候危機の打開を妨げるものです。日本の2030年度のCO<sub>2</sub>削減目標は2010年比で42%。世界平均45%を下回る極めて消極的なもの。欧米ではスペイン74%、ドイツ65%など、高い目標を掲げています。一刻の猶予もならない気候危機の打感へ、CO<sub>2</sub>排出量が世界5位の日本の役割発揮が求められ、石炭火力の廃止や削減目標の上積みは待たなしです。

日本共産党は気候危機を打開する2030戦略を発表。省エネで総エネルギー消費を40%減らし、再生可能エネルギーで電力の50%を賄って、CO<sub>2</sub>を最大60%削減する計画です。省エネは世界から立ち後れており、大規模に進める条件は大いにあり、政府の試算でも日本における再生可能エネルギーの潜在量は、現在の国内の電力需要の5倍です。実現のためには電力、産業、運輸、都市、住宅など社会のあら



ゆる分野で大改革が必要ですが、脱炭素化は生活水準の悪化や我慢生活を強いるものでも、経済の悪化や停滞をもたらすものでもありません。省エネは企業にとってコスト削減の投資であり、家計にとっても負担減になり、再エネは雇用を生み出し、地域経済を活性化し、持続可能な成長を可能とします。

気候危機の打開へ、石炭火力および原発の廃止と2030年度CO<sub>2</sub>排出削減目標の上積み为国に求めるべきです。いかがでしょうか。

地方自治体の取組も重要です。品川区の2030年度温室効果ガス排出削減目標は2010年度比で34.7%。これでは間に合いません。2030年度まではあと約8年しかなく、目標を定め、その達成のために何ができるのかという姿勢が必要です。できる取組を進めながら、来年度、計画の中間見直しの際に野心的な目標を定めるべきです。

区の2030年度温室効果ガス排出削減目標を最低でも2010年比で50%に引き上げるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

区内の2018年度排出量は2010年度比で約2.6%削減にとどまり、2017年、2016年度とほぼ横ばいです。排出割合は業務部分が最も多く約46%、次いで家庭部門が28%、この両方の削減が重要です。しかし、環境基本計画には具体的にどこでどれだけ削減するのか記載がありません。

この数年、CO<sub>2</sub>排出削減が進んでいない理由を伺います。

具体的な温室効果ガス排出削減計画を策定し、1年ごとに検証を行うことを求めますが、いかがでしょうか。

CO<sub>2</sub>削減に向け、具体的に4点提案します。

1つ、区内中小企業を対象に設備更新やBEMSなど省エネのための助成制度の創設。

2つ、一般住宅の新築時に断熱化した際の助成制度の創設。

3つ、太陽光発電システム設置助成事業の助成額の増額。

4つ、環境負荷の見える化へ公共事業でライフサイクル・アセスメントを実施し、調達、建築、運用、メンテナンスに至る全過程でのCO<sub>2</sub>排出量の公開。

それぞれ実施を求めます、いかがでしょうか。

脱炭素を進めるには様々な社会的改革が必要ですが、都市における再開発の規制はありません。区の環境基本計画には家庭部門の課題として「人口の増加により生産・消費活動が増加すること」が記載されています。再開発をすればマンションでもオフィスでも急激に人口が増え、電力消費も増え、CO<sub>2</sub>排出が増えることとなります。「気候危機打開の観点からも再開発を抑制すべき」との質問に、区は「ストレートに規制は考えていない」と答弁。この理由は普通にビルを建てるより削減できるということですが、超高層再開発は数階建ての建物が数十階建てに変わり、数倍の世帯、事務所が増え、従来よりCO<sub>2</sub>が爆発的に増えます。

CO<sub>2</sub>排出削減へ超高層再開発の規制をすべきですが、いかがでしょうか。

次に、羽田新飛行ルートは直ちに中止し、従来の海上ルートに戻せです。

羽田新ルートの本格運用が開始されて今年11月で20か月。品川区民は、平穏な日常が奪われ、日々、騒音や落下物事故の危険に襲われています。

羽田新ルートは、当初2ルート合計で1時間当たり44便との説明でしたが、コロナ感染拡大の影響から大幅減便。今後計画どおりの便数が始まれば、現在の倍以上もの低空飛行が繰り返され、今でさえうんざりする状況がさらに深刻になります。

戸越一丁目の方にお話を伺いました。ルートからは600メートル離れた戸建てにお住まいの女性です。

「4年前まで散歩のときは車椅子を押すなど母を介護していた。介護が終わり、孫の成長を楽しみに穏やかな老後を過ごしていたときに新ルートが始まり、もう嫌。自宅の4階が削られるのではと思うほど低く飛んでいる。本を読んでいるときに飛んでくると腹が立つ。何をしても話が中断し、いらつく。死ぬまでこの音を聞くのかなと思うと本当に嫌」。別の方は、「ここで生まれ育ちました。今まで住宅街で静かだったところに新ルートが始まりました。4時頃、夕飯の支度などをしているときに来るのでうるさい。次から次へと頻りに飛んでくるのを見るのも怖い。圧迫感でドキドキするときもあります。ずっと続くかと思うと嫌です」と話してくれました。日常の姿を一変させた羽田新ルート。直ちに中止させ、従来の海上ルートに戻すべきです。

ところが、品川区は、羽田新ルートを一貫して容認し、国に計画中止や従来の海上ルートに戻すことを求めることを頑なに拒み続けています。

2014年7月に発表された、新ルート計画。濱野区長は、計画実施への不安が区民に広がり、本格運用まであと2年数か月と迫った2017年11月のタウンミーティングにて「国策として甘受するとしたら、品川区に別のメリットを提示してほしい」などと、甘んじて受け入れると発言。2018年10月、区長選挙直後、区長は「一品川区として反対できない」と発言。さらに、本格運用が始まった後は「より一層の騒音軽減策や落下物防止を国に求める」と発言。品川区の上を飛ぶ限り、騒音や落下物もなくなりません。区が求める騒音軽減や落下物防止とは、品川区の上を飛ぶことを認めるものです。

最近では、国の固定化回避検討会を「注視」と発言。これも、何度も指摘するとおり、この検討会は都心を通り過ぎて着陸をするA滑走路とC滑走路を使用することが前提です。航空機は着陸する際に、安全のため一定距離を直進し着陸することから、この検討会の内容は、いずれも羽田空港の手前にある品川区の上を飛ぶものです。これでは区民の暮らしと命が脅かされ続けます。それだけに、区長の容認姿勢は断じて許されません。品川区民の平穏を取り戻すには、羽田新ルートの中止、従来の海上ルートに戻す以外になく、これは大多数の区民の願いです。

品川区は羽田新ルート容認を撤回し、国に中止を求めるべきです。いかがでしょうか。

騒音の軽減や落下物防止と言うのであれば、従来の海上ルートに戻すことが一番の対策だとはなぜ思わないのか、伺います。

航空機は着陸をする際、安全確保のため一定距離を直進することを区は認めるのか、伺います。

品川区民の多くが羽田新ルートの中止、そして従来の海上ルートに戻すことを望んでいると思いますが、いかがでしょうか。

最後に、コロナ禍の今、高すぎる国保料は、来年こそ値上げでなく引き下げをです。

コロナ禍により区民の生活は厳しさを増しています。そのため、所得が3倍以上減少した方の国民健康保険料を減免する制度が昨年に続き今年も実施されています。昨年はコロナの影響によって、コロナ前の2019年より3割以上所得が減少した方が対象でした。ところが、品川区はコロナ禍で所得が減った昨年と比較してさらに3割以上所得が減少する方でない対象になりません。「コロナで3割減少、さらに3割減少にならないと対象にならないのか」との質問に区は「保険料は昨年度より抑えられているので、今年度でコロナ減免はない」と答弁。しかし、これでは今年も昨年と同様または3割未満減少した方は生活が困難なままであるにもかかわらず、今年支援を打ち切られることとなります。コロナによって苦境に陥った区民に対して冷たい仕打ちです。

区内のクリーニング屋さんにお話を伺いました。「コロナの影響で事業所の制服やYシャツ、おしゃれ着などが大幅に減少し、生活が苦しい。子どもの学費、住宅ローン、駐車場代、借入れの返済などが

ある中で国保料が高い。昨年コロナ特例で減免され助かったが、今年はさらに減る見込みなのに減免対象から除外されている」と、切実な実態を話してくれました。

東大和市では昨年との比較だけでなく、コロナ前の2019年と比較して3割以上の減収になる方もコロナ特例の減免対象としており、区の姿勢次第で実施は可能です。

コロナ前2019年と比較して3割以上減収した方を対象に保険料を減免するよう国に求めるべきです。また、国が実施しない場合、区独自に実施することを求めます。それぞれいかがでしょうか。

高過ぎる国保料の原因の一つが均等割です。ほかの医療保険では子どもに保険料はかかりません。しかし、国保では世帯人数に応じた均等割保険料がかかり、子どもの数が多いほど負担が重くなる人頭税になっています。

国は国民の世論と運動に押され、来年2022年度から全ての未就学児の均等割に公費を投入し、5割の軽減をします。日本共産党は子どもの保険料は無料にと求めてきたので、歓迎します。そしてさらなる一歩へ踏み出すべきです。

子どもの均等割軽減を18歳まで拡大することや無料化を国に求めるべきです。また、国が実施するまで区独自に子どもの均等割軽減の拡大、無料化を実施すべきだと考えます。それぞれいかがでしょうか。

そもそも国保は加入者の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険にもかかわらず、他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっているという問題があります。

国は2018年から国保の都道府県化を強行。23区ではこれまで自治体が行ってきた保険料引下げのための法定外繰入をなくすため、6年間で保険料へと転嫁する毎年値上げの仕組みを強行しました。品川でも減らされたままです。

コロナ禍の今、来年こそ法定外繰入を増やし、高過ぎる国保料を引き下げるべきです。いかがでしょうか。

これで私の一般質問を終わります。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、戸越公園駅前の再開発についてお答えを申し上げます。

初めに、戸越五丁目10番地を含めた戸越公園駅北地区の権利者についてですが、土地権利者は22名、借地人は1名になります。なお、準備組合からは、再開発準備組合に参加されている人数は非公表、また借家人の人数については把握していないと聞いております。

次に、再開発の進め方についてですが、再開発事業は地区内権利者が主体となり進められている事業であり、近隣住民に対しては計画策定時や工事着手時などの機会を捉えて、事業者等が適宜説明会を開催し、地域住民とのコミュニケーションを図っております。

北地区再開発事業は補助第29号線との一体整備により、商店街機能の維持および活性化を促すとともに、駅前の基盤整備や防災性の向上を図るものであり、区は計画の中止を求める考えはございません。

次に、再開発事業に対する補助金についてですが、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、費用の一部を補助しております。

最後に、戸越五丁目19番地区再開発事業の要望調書に記載されている権利者の賛否についてですが、再開発組合と権利者が取り交わした権利変換計画への同意書を元に作成しております。また、要望調書への賛否の記載の理由についてですが、当該調書は国から提示された様式であるため、区では把握しておりません。

その他のご質問については、各担当よりお答えを申し上げます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

**○都市環境部長（中村敏明君）** 私からは、気候危機と羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

まず初めに、気候危機について、石炭火力および原子力発電とCO<sub>2</sub>排出削減の目標の上積みについてですが、エネルギー政策は国の政策であり、国の責任において判断すべきことから、区としてそのような考えはございません。

次に、区の2030年度温室効果ガス排出削減目標につきましては、令和4年度に予定している品川区環境基本計画の見直しにおいて検討を行ってまいります。

また、ここ数年のCO<sub>2</sub>排出削減量ですが、2018年度の削減は、2013年度の基準に対し、14.5%の削減となっており一定の削減実績が確認されております。

次に、具体的な温室効果ガス排出削減計画の策定と、1年ごとの検証につきましては、品川区環境基本計画の見直しにおいて検討を行ってまいります。

次に、区内中小企業への省エネ設備の設置助成制度の創設につきましては、現在、エコアクション21の認証取得制度助成事業により支援を行っております。引き続き継続していく考えでございます。

次に、一般住宅の断熱化助成制度の創設ですが、新築住宅は断熱化が普及していることから、補助制度は考えておりません。

太陽光発電システム設置助成の増額につきましては、設置の促進に向け、引き続き検討を進めてまいります。

次に、公共事業の、全過程でのCO<sub>2</sub>排出量の公開についてですが、間もなく竣工する環境学習交流施設エコルとごしでは、建設工事への脱炭素電力の活用など、CO<sub>2</sub>削減に取り組んでおり、運用中のエネルギー削減量の検証を行うとともに、施設にエネルギー消費量を表示し、広く区民の皆さんに公開する予定でございます。

次に、CO<sub>2</sub>削減のための超高層再開発の規制についてですが、建設時にエネルギーの使用の合理化等に関する法律などによりまして、適切な省エネ化が促進されていると考えており、規制の考えはございません。

続きまして、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

区は、平成26年に新ルート案が示されて以降、区民の立場に立ち、一貫して国に対し、区民の不安の払拭に向けた取組や、丁寧な説明を強く求めてまいりました。また、本格運用開始以降は、落下物対策や騒音軽減に向けたさらなる取組を求めるとともに、新飛行経路を固定化せず、環境影響の軽減に向けた取組の実施を要望し、検討会が設置されました。

区といたしましては、国に対し、早急に具体的な対策が示されるよう働きかけるとともに、落下物対策や騒音軽減に向けたさらなる取組を強く求めてまいります。

次に、着陸の際の直線距離についてですが、現在、固定化回避検討会において国は、直線距離が短い2つの飛行方式について、具体的な検討を進めるとしております。

区としましては、引き続き検討経過を注視しまして、早急に具体的な方策が示されるよう、国に求めてまいります。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

**○健康推進部長（福内恵子君）** 私からは、国民健康保険についてお答えいたします。

初めに、減収した方の保険料減免についてです。

区は、特別区長会を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収となった被保険者の保険料減免制度の継続と要件の緩和を、国に要望しております。要件の緩和は、国で実施されるべきものと考えております。

また、子どもの均等割軽減の18歳までの拡大および無料化についても、子育て世帯の負担軽減を図るため、均等割保険料の軽減を幅広く実施するなど、保険料負担軽減に向けて必要な措置を講じるよう、国へ要望しているところです。なお、子どもの保険料軽減は、特別区共通の課題であり、区独自で実施する考えはありません。

次に、法定外繰入金と国民健康保険料の引下げについてですが、法定外繰入金は、保険料の収納率向上をはじめとする歳入の確保と歳出経費の削減に努めた結果、減少したものです。来年度の国民健康保険料の引下げのための法定外繰入については、現在のところ考えておりません。

**○のだて稔史君** 自席より再質問させていただきます。

初めに、戸越の再開発です。税金投入について、高度利用等のために補助しているとの答弁ですが、再開発に誘導していることを認めたということだと思いますが、確認させていただきたいと思えます。10番地計画は中止を求めないという答弁でしたけれども、税金投入で超高層再開発に誘導し、権利者からも地域住民からも異論があるにもかかわらず、暖かみのある商店街を壊していいのかと思えますので、そこを伺いたいと思えます。

次に、気候危機です。国に求めないということでしたけれども、石炭火力、原発の廃止をせずに、区民の生活を守り、気候危機を打開できると考えているのか伺います。区のCO<sub>2</sub>削減について一定の実績があるとの答弁でしたけれども、私が聞いたのは、2016年から2018年、このところが横ばいになっているということです。これでは気候危機を打開できません。この期間が横ばいになっている原因を改めて伺います。また、具体的な計画策定については検討するとのことでした。区として必要だと考えているのか、伺います。

次に、羽田です。直線距離については国の検討会で検討を進めるという答弁ですが、検討会の案は品川の上を飛ぶことを固定化するものです。国の検討案は、品川の上を飛ぶことを認めるかどうか伺います。

最後に、国保です。コロナの減免について、国が実施すべきとの答弁でしたけれども、紹介したように東大和市では実施をしています。なぜ区で実施しないのか、伺います。法定外繰入、削減は、保険料を上げるものです。コロナで一番被害を受けているのが国保に加入している方で、高過ぎる国保料が大きな負担になっています。だからこそ来年は国保料を引き下げるべきです。いかがでしょうか。

〔都市整備推進担当部長末元清君登壇〕

**○都市整備推進担当部長（末元清君）** 私からは、再開発への補助金についての再質問にお答えいたします。

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生、再構築を促進する再開発事業に対し、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用して、補助金交付要綱などにのっとり、区から補助金を支出しているものでございます。したがって、適正なものというふうに考えてございます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

**○都市環境部長（中村敏明君）** 私からは、気候危機と羽田新ルートについてお答えをいたします。

初めに、気候危機、こちらにつきましては石炭火力あるいは原子力発電所の廃止ということござい

ますけれども、先ほども申し上げましたとおり、国の政策でございます。この私たちが社会生活を営む上では、一定のエネルギーの消費、これはやむを得ないことだということを前提にするならば、品川区としましても一定のエネルギーの消費はしていくわけでございます。そんな中で、この国の政策というものは一自治体だけのことでなくて、複数の、あるいは日本全国の自治体のエネルギーの消費に関連することでございますので、一自治体として国に対して要望するという考えはございませんということでございます。

また、CO<sub>2</sub>の横ばいの理由というところでございますけれども、こちら、CO<sub>2</sub>つのはうは着実に削減はできておりますけれども、主な温室効果ガスの排出量の推移の中では、フロンですね。フロンの上昇が、この近年上昇しているというところでございます。このフロンにつきましては一般家庭からはなかなか出にくいというところで、エアコンからの排出というところもございましたけれども、主に業務目的というところからの排出ではないかというのは推測されますが、はっきりした原因は分かってはおりません。ただ、私たちといたしましては、今、一般家庭の中ではできるCO<sub>2</sub>の削減、これは日々の生活の中で皆さん認識していただいて省エネに努めていただく、こういった今できる周知啓発に努めてまいり考えでございます。また、CO<sub>2</sub>の削減は区としても非常に必要なことでございますので、引き続き削減に向けて、区民、そして事業者、また区と一体となって取り組んでまいりたいというふうにご考えております。

それから、羽田新ルートについてでございますけれども、固定化回避検討会は、これは品川区上空も含めて多数の複数の自治体に関係することを検討しているというところでございます。その中で、今、区の要望によって設置された中で、この直線距離が可能な限り短いルート、選択肢について、これから検討していくというところでございます。その技術的な検証を行っていくという国の説明にもありまして、現在直線距離はどのぐらいといった具体的なものは分からないので、ゆえに引き続き具体的な内容を早急に示すように国に求めているというところで、検討会を注視してまいりたいと考えております。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○健康推進部長（福内恵子君） 私からは、のだて議員の国民健康保険の再質問に対してお答えをいたします。

まず、減収した方への減免を区で実施をしないのかというご質問でございますが、今年度につきましては昨年度に比べて大幅な減収となった方の保険料を減免しているということで、さらなる拡大については国が実施すべきというふうにご考えておりますので、区では実施する考えはございません。

次に、国保料、法定外繰入をさらに増やして国保料を下げるべきというご質問でございます。国民健康保険には構造的な課題があるということは認識をしてございます。ただ、現在も一定の法定外繰入をしているものであり、さらなる繰入れにつきましては国保加入者以外の方々の負担を増やすということにもつながりますので、慎重に考えるべきというふうにご考えてございまして、現在のところ、それについての考えはないということでございます。

○のだて稔史君 自席より再々質問をさせていただきます。

初めに、開発です。補助金については同じ答弁を繰り返していただけたけれども、再開発に誘導していることを認めたということだと思います。そして、商店街が壊されてしまうと。それでよいのかという質問をしましたが、答弁がありませんでしたので改めて答弁していただけたらと思います。

この開発によって今の商店街がなくなってしまうと。やはり一本橋商店街、もう今、大変なことにな

っています。だからこそ、再開発をやめてほしいという住民がいます。その下で再開発をどんどん進めていくのはやめるべきではないでしょうか。戸越五丁目10番地の再開発は中止すべきです。いかがでしょう。

次に、気候危機です。石炭火力を継続する日本の姿勢は国際的にも批判されています。気候危機打開へ、残された時間は長くありません。CO<sub>2</sub>排出削減へ、世界から求められている石炭火力の廃止を国に求めずにどうして危機を打開できるのでしょうか。子どもたちの未来、また、地球を守る、守られるのか、このところを伺いたいと思います。

最後に、羽田です。国の検討会は、A・C滑走路、これを前提にしているということで、その限り、この品川の上を飛ぶこととなります。区は注視をすると言いますが、それでは解決になりません。今、寒い時期になって便数は減っていますが、たまに飛んでくるのも頭にくると、もううんざりだ、こうした声も上がっています。騒音や落下物をなくすには従来の海上ルートに戻すことが一番の対策だとなぜ思わないのか、伺います。

以上です。

〔都市整備推進担当部長末元清君登壇〕

○都市整備推進担当部長（末元清君） 私からは、戸越公園北地区の再開発に関する再々質問にお答えいたします。

戸越公園北地区の再開発事業については、補助第29号線の道路拡幅による商店街機能の再編に合わせて、沿道を含めた街区整備を再開発事業と都で一体的に進めることにより、商店街機能の維持および活性化を促すものでございます。地域主体のまちづくりを区としては支援してまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、まず初めに気候危機についてお答えをいたします。

地球環境と将来というところでございますけれども、まず、国の役割、そして区の役割と、それぞれの役割があるというふうに考えております。国がエネルギー政策を考え、区としましては地域と一体となってこのCO<sub>2</sub>削減に取り組んでいくという、そういった役割分担の中にこの地球環境の保全が成り立っていくのではないかと考えております。区といたしましては、地域と一体となって連携をして、これからも日常生活の中でCO<sub>2</sub>の削減に取り組んでいくと。また、そういったことを区として周知啓発をしていくという考えでございます。

それから、羽田の新ルートにつきまして、従来ルートでございますけれども、これは現在、区が国に求めて固定化回避検討会が検討されている以上、やはりその検討結果を待つということがまず第一優先ではないかと考えております。また、国も、昨年6月に第1回固定化回避検討会を開催しまして、これまで4回開催されましたけれども、その検討内容について適宜国のホームページによって公開もされて、一定の進捗があるというふうにも区としては考えております。引き続き早急な具体策が提示されますよう、国に求めてまいる所存でございます。

○議長（本多健信君） 以上でのだて稔史君の質問を終わります。

次に、高橋しんじ君。

〔高橋しんじ君登壇〕

○高橋しんじ君 通告順に従って質問します。

1、区制運営について。

1、財政運営についてお尋ねします。

新庁舎整備計画について。

本庁舎・議会棟・第三庁舎は築53年となり、耐震補強を施しても建物設備の老朽化が進んでいます。

また、区を取り巻く社会環境の変化や区民の要望による行政需要の多様化に対応できる区役所が求められ、将来を見越し、新庁舎整備計画を進めることは区においても最重要課題であると認識しています。

今まで各委員会で建替えの財源が議論されていることは十分承知しています。現在の第二庁舎建設で、資金の一部に地方債を活用したと聞いております。しかし、地方財政法第5条には地方債を財源にできる場合が示されており、その中に自治体庁舎は認められていません。しかし、本会議では「起債で対応する」という答弁、さきの決算特別委員会においては「庁舎は長年にわたって使用する施設ですので、年度間の財源調整をして、負担を平準化するというところで起債の検討をしている」との答弁がありました。

令和2年7月、総務省自治財政局の資料によると、市町村役場機能緊急保全事業において、防災減災対策として、市町村役場の建替えに地方債発行が可能で、条件として「昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業」とあります。この内容からすると、庁舎建替えでどのような起債を検討しているのかお尋ねします。この機会に、過去のことですが、第二庁舎はどうして起債が可能であったかもお尋ねします。

また、この庁舎建替えで公共施設整備基金の活用についても議論があったところですが、今後検討するとの答弁もありました。その中においては、一時の間に合わせではなく、新庁舎建設基金条例を制定するのが正攻法であると考えますが、区のお考えをお伺いします。

2、監査についてお尋ねします。

監査基準の制定については、先日の決算特別委員会において、地方自治法の改正などによるなどの説明をいただいたところですが、区政運営や議会との関係から非常に重要です。その地方自治法の改正に至る経過や、監査基準を制定せざるを得ない背景などに対する見解をお尋ねします。また、議会や区民にもきちんと説明する必要があります。今後、この基準の制定により、監査内容の変更や区政へどのような良い影響が期待できるのか、具体的説明をお尋ねします。

また、区民への監査のホームページの説明は記載が増えましたが、監査の仕組みに関する記述は不十分です。世田谷区や松戸市は、監査の仕組みや監査委員の仕事を丁寧に説明し、監査委員のメンバーの紹介があり、代表監査委員さんのコメントページまであり、とても分かりやすいです。今回の見解や説明を含め、区民にとって分かりやすい監査という観点から、ホームページで監査のページのさらなる充実を求めます。お考えを伺います。

2、教育・子ども施策について。

1、ICTの活用についてお尋ねします。

授業などの活用、学習活動以外の学校行事、教育活動もコロナ禍という制約の中で行われ、オンラインの活用が進んでいます。今年度の活用状況の進展の中で、課題や成果を教育委員会としてどのように考察していますか。特筆すべき点はどのようなことでしょうか。

また、コロナ収束後の学校で、学習活動以外の学校行事や教育活動において、オンライン活用の今後の在り方について、日常的な利用への課題をお尋ねします。その課題克服で、日常のデジタル化を実現し、継続的な利用を前提とした教育効果と質的变化の可能性について伺います。

2、コミュニティ・スクールについてお尋ねします。

品川区は、他自治体に先駆けて平成30年度から全公立学校をコミュニティ・スクールに指定し、「校



区教育協働委員会」と「学校支援地域本部」が設置され、「地域とともにある学校づくり」が進められています。ここまで事業展開の成果と課題を、「設置による効果」という観点、「子ども、教職員、保護者、地域の方々の4つの主体にとっての魅力」という観点で伺います。

「結局、学校が頑張らないと回らない」「地域の人意見が集まらない」「校区教育協働委員会の意識変革が必要」といった他自治体でも起きている課題、また、品川区の課題として、学校地域コーディネーターの身分が会計年度任用職員となったことのメリットとデメリット、他自治体のように事業費を持たないことでのコーディネーターの活動の制約、それを補うためのファンドの設定や助成金の申請に関する区のお考えを伺います。

文科省は、令和4年度概算要求で「学校を核とした地域力強化プラン」事業を要求しています。コミュニティ・スクールを核とし、地域づくりを進めるという位置付けで、特に「校区教育協働委員会」を地域の核とし、その存在を強化していく考えです。

一方、品川区のこれまでの事業展開は、「校区教育協働委員会」と「学校支援地域本部」があくまで「学校を支援する」というレベルで進めてきたと感じます。品川区のコミュニティ・スクールは、今後どういう方向へ進もうとしているか。文科省の方向性と関係を含めて伺います。

### 3、不登校対策について伺います。

児童・生徒の不登校は上昇傾向で、文科省の「令和2年度調査」で、小中学校における不登校児童・生徒数は約19万6,000人で、前年度の18万1,000人から8.2%の増加であり、1,000人当たり前年度の18.8人から20.5人と、ここ8年、毎年増加しています。特にコロナ禍での一時休校などによる生活リズムの不安定さは、不登校などの心理・社会的な問題を加速させていると言われています。

東京都教育委員会が平成31年に示した教職員向けの「児童・生徒を支援するためのガイドブック」は、不登校への対応として、今こそ改めて注目をする必要があると考えます。

国立特別支援教育総合研究所の研究で、「不登校は、「心の問題」とされることが多いが、様々なことを要因としたものも含まれ、不登校対策はそれらの多様な実態を視野に入れたものでなければならない」「ADHDや高機能自閉症などの子どもの多くが学校の環境に適応できず、身体状況や精神症状を呈し、不登校状態でいることが報告されている」と述べています。

品川区の制度的な支援は、適応指導教室「マイスクール八潮・五反田・浜川」があります。私は以前から、不登校の児童・生徒へのきめ細かな施策が必要だと提言し、背景要因の一つとして発達障害による学校への不適応も視野に入れるべきと議会で質問し、利用対象者を柔軟に広げる必要があると述べました。「今後の検討課題」との答弁でしたが、さきの報告に学び、コロナ禍の児童・生徒の現実を直視し、「マイスクール」は、発達障害が背景要因の児童・生徒にも対象を広げるべきと思いますが、いかがでしょうか。

不登校を減らすという教育目標は、品川区が平成15年に教育特区の指定を受け、区独自のカリキュラムを編成したときの狙いの一つとして強調されました。「スムーズな連結を行うことで学習上の負担や困難が改善され、不登校の要因の一つを取り除くことができる」とされました。小中一貫教育は17年が経過しましたが、品川区における不登校児童・生徒は減少しているのでしょうか。ここ数年間の小学校、中学校、義務教育学校の不登校者数の変遷と教育委員会の分析をお尋ねします。

私は、不登校の児童・生徒を減らし、安心して登校できる環境をつくるためには、カリキュラム上の工夫と制度面での改善が必要と考えます。

足立区では、新学習指導要領の「教育課程特例制度」を導入し、適応指導教室とは別の不登校児童・

生徒への支援制度の「特例課程教室あすテップ」が令和2年4月に2室開室され、私は注目しています。この教室では、在籍校に通うことが難しい児童・生徒を対象としており、「在籍校復帰が前提にならない」という特徴があります。

また、不登校特例校については、大田区が今年4月に中学校を分教室の形式で開設し、世田谷区でも来年度に開設予定です。

品川区は、子どもたちの未来を先取りした教育政策を志向してきました。しかし、現在の不登校児童・生徒への施策は、在籍校への復帰可能な児童・生徒が対象で、発達障害と重複した登校渋りの児童・生徒への早期対応を含め、不登校の様々な原因や背景を考えた幅広い施策としては不十分であると考えます。在籍校復帰を中心としたマイスクール八潮における利用者数と、在籍校に復帰できた児童・生徒の人数、復帰に至る支援で効果があった支援内容をお尋ねします。

また、「子ども若者応援フリースペース」も不登校の児童・生徒・家族への柔軟な支援施策と考えます。こことマイスクールなどと連動した不登校児童・生徒への品川区の総合的な支援政策についてお尋ねします。さらに、足立区や大田区、世田谷区のように特例教育課程制度の施策を展開すべきと考えますが、いかがでしょうか。

本年3月の予算特別委員会では、東京都に申請する考えはないという答弁でしたが、一步前に進んで導入することを求めますが、お考えはいかがでしょうか。

#### 4、特別支援教育についてお尋ねします。

品川区では、早くから特別支援教室を整備し、充実した指導を行ってきました。令和3年度の教室利用者は、小学校で730名と昨年から47名の増加、中学校では120名と昨年から3名増加と、ともに毎年増加しています。

その運営について、今年3月に東京都教育委員会が「特別支援教室に係わるガイドライン」の改訂を発表しました。特に大きなポイントは、「原則の指導期間設定」で、原則1年間の利用とし、指導が必要な場合は1年間再延長する。つまり、原則は最長でも2年間となりました。今回の制度変更は、教室を利用している児童・生徒たちの退室などが現実のこととなる2年後に本格的に表面化します。そのときに既成事実化しては遅過ぎます。この時期に教育委員会としての見解などをお尋ねします。

まず、東京都がこの見直しを行った背景と制度変更の概略についてご説明ください。

そして、もし入退室・指導継続など、この教室への運用に課題があったのならば、教育委員会がその運用主体（学校）を指導することに問題を解決するべきであり、しっかりと運用していた学校に在籍する児童・生徒まで一律に期限を設定することは、指導を必要とする児童・生徒の利用機会を奪うことにつながります。どのようにお考えでしょうか。

現在、特別支援教室を利用している児童・生徒は、それぞれの障害によって支援内容も異なります。特に情緒面に困難を抱えている児童・生徒は、以前の情緒通級学級のときも支援が長期にわたったケースもあると伺っています。在籍学級と連携し、困難を改善していくとしても、個々の障害の特性に応じた支援、特に情緒面に困難を抱えている児童・生徒への支援は「利用1年間」というガイドラインにこだわらず柔軟に対応するべきであると考えますが、いかがでしょうか。

発達障害のある児童・生徒が増加する中、品川区では、自閉症・情緒障害特別支援学級を既に浜川中学校に、来年に大崎中学校に設置予定です。世田谷区では、自閉症・情緒障害学級の固定級について、今年度に小学校3学級、中学校3学級、令和6年度に小学校2学級開設が予定されるなど、今後の利用児童・生徒の増加を見込んで整備計画を立てています。品川区でも小学校への自閉症・情緒障害学級の

固定級の設置を求めますが、どのようにお考えでしょうか。

また、現在利用されている児童・生徒および来年度から利用を考えている保護者の方々へ、今回の変更の説明をどのように行う予定でしょうか。とても微妙な問題を含んだ変更です。学校ごとにニュアンスなどが異なると混乱を招くこととなります。学校へは丁寧な説明をお願いするとともに、教育委員会として保護者へ説明する各学校へどう指導するのでしょうか。

5、安全対策についてお尋ねします。

厚労省からは、令和元年6月に「保育所等が行う散歩等の安全を確保するためにキッズ・ゾーンを創設し、各市町村は、設定について、各機関と連携して、検討するよう」という依頼がありました。

品川区では、以前に議会で子ども未来部長による答弁は「検討を進めております」でしたが、いまだに区内に設置されていません。キッズゾーンの設置は、厚労省からの依頼にあるように子ども未来部が中心となり、各所管と連携調整する必要があります。これまで子ども未来部がどのように連携調整したのか、具体的な設置時期、場所の検討を行ったのか、また、なぜ設置が進まないのか、そして今後実際に設置される見込みがあるか、伺います。

3、文化・スポーツと地域について。

文化・スポーツと地域の活性化についてお尋ねします。

スポーツの「振興」からスポーツを「活用した」地域の発展が進んでいます。スポーツによる地域活性化やまちづくりです。

国は、ポストコロナを見据えて、スポーツ庁・文化庁・観光庁が連携して「スポーツ文化ツーリズム」、また「武道ツーリズム」による地域活性化推進事業も新規重要テーマとして進めています。

「武道ツーリズム」は、訪日外国人旅行者にとって、発祥の地である日本でしか体験できない伝統文化・精神文化と武道や武術の見学、体験等のスポーツが融合した、希少性の高いツーリズムです。スポーツ庁のホームページに「武道ツーリズム」の動画もあります。区はこれまで観光協会による「かわら割り体験」などの企画があったと伺っていますが、さらにレベルアップした体験ツーリズムを提案します。

そこで、世界の関心が高い日本発祥のスポーツ「武道」を生かした「品川版武道ツーリズム」という、日本人では気が付かない新たな観光コンテンツの創出を提言します。

具体的には、「BUDO×文化×歴史体験ツーリズム」です。ターゲットは、インバウンドです。区内弓道場や民間道場などを活用した弓道・柔道・剣道・空手体験、茶道・華道体験などのインバウンドに人気の伝統文化・武道の体験や施設見学、歴史・文化の学習、旧東海道での江戸時代文化の体験などを組み合わせたツーリズムを区民の協力を得ながら企画する。効果は、海外からの観光客増加と施設周辺での飲食・購買といったスポーツツーリストの誘客による地域への経済効果創出、動画などによる情報発信で品川区の魅力PRなどです。

コロナ禍で事業展開がしにくい今、十分に企画を練るチャンスですので、インバウンド再訪に向けて人気の出る計画立案を期待します。このような地域を活性化する文化・スポーツ・観光を融合したツーリズムの事業化について、また、区が官民の連携役となって実現していただきたいと考えます。お考えを伺います。

4、まちづくりについて。

まちづくり検討についてお尋ねします。

品川区まちづくりマスタープランは、平成25年に策定され、「品川区基本構想」を上位計画とする区

のまちづくりの基本計画であり、区の都市計画の基本的な方針を示すもので、令和3、4年度に改訂予定です。現在は、7月実施のアンケートの集計作業中と伺っています。

現行のマスタープランの成果を住宅マスタープランの部分も含めてお尋ねします。また、区内5地区の地区別整備方針も掲げられていますが、5地区それぞれの目標の達成度はどのような状況でしょうか。

策定されて10年がたち、土地利用の変化を含めた区内の状況の変化、また、コロナ禍に代表される社会情勢の変化など、具体的な状況をお尋ねします。

それらを踏まえて、現時点での改訂の方向をお尋ねします。

次に、立会川・勝島地区のまちづくりについてお尋ねします。

「立会川・勝島地区まちづくりビジョン」を上位計画とする「立会川・勝島都市再生整備計画」の整備内容を検討中と伺っています。3つの大きな整備のうち、「(仮称)勝島人道橋の整備」については、特に地域の方々の大変大きな期待があり、この人道橋が完成することによるメリットと、他の2つの整備内容についてもその内容をお尋ねします。

また、人道橋の費用などの予算が多大なものになると予想されます。この整備計画による事業の財源に関しては、どのような見込みを立て取り組んでいるのでしょうか。整備完了予定の令和9年度には地域資源を活用したまちづくりが進み、立会川・勝島地区まちづくりビジョンの将来像である「ひと・みず・みどり」が育むうるおいあるまちが実現することを期待します。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

〔区長濱野健君登壇〕

○区長(濱野健君) 私からは、文化・スポーツによる地域の活性化についてお答えを申し上げます。

区ではこれまでも、しながわ観光協会や観光事業者などと協力し、外国人観光客に対する日本の伝統文化の体験事業を行ってまいりました。平成29年には、「伝統日本文化体験めぐり IN SHINAGAWA」と題して座禅や空手などの体験と雅楽鑑賞などを組み合わせたイベントを実施したり、令和元年には北品川のゲストハウスにて蒔絵や茶道の体験ツアーを行うなど、インバウンドに向けた様々な事業に取り組んでまいりました。

その後、新型コロナの感染拡大により、外国人観光客の来訪が途絶えたため、事業は休止しておりますが、この間もWebによる情報発信は続けております。今後、再び外国人観光客が訪れるようになれば、国等の動きも注視しつつ、ご提案の内容も参考に、品川の文化・スポーツのコンテンツを生かした事業に取り組み、地域の活性化につなげてまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当よりお答えを申し上げます。

〔計画推進担当部長黒田肇暢君登壇〕

○計画推進担当部長(黒田肇暢君) 私からは、財政運営についてお答えします。

新庁舎整備に当たっては、事業に係る財源について年度間の調整を図るため、特別区債の発行を検討しております。

起債に当たっては、国が毎年度定める「地方債同意等基準」に基づき、目的、限度額、利率、償還の方法などについて、事前に東京都と協議し、知事の同意を得る必要があります。この基準において、庁舎建設に係る事業費は、一般会計債の一般事業に区分されており、この区分により事前協議を行う予定としております。

また、第二庁舎の整備の際には、平成4年度から6年度に起債をしております。当時、起債は許可制となっておりましたが、当時の基準に基づき一般事業の区分により起債しております。

新庁舎整備に係る財源については、起債のほか、基金の設置を含め、現在様々な方法について検討を行っております。

〔監査委員事務局長今井裕美君登壇〕

○監査委員事務局長（今井裕美君） 私からは、監査に関するご質問にお答えいたします。

監査制度は、地方制度調査会の答申を受け、平成29年の地方自治法改正により、充実強化が図られました。そのうち監査基準は、住民から見てより分かりやすい監査を実施するため、全国的な統一指針に基づき策定することとされたものです。

区においては、監査委員が合議により決定した監査基準の下に、監査の結果報告や決算審査の意見などを通して、さらなる区民福祉の向上につなげていただいていると考えております。

なお、ホームページの掲載内容については、監査委員協議会において、今後、検討に付してまいります。

〔教育次長米田博君登壇〕

○教育次長（米田博君） 私からは、教育に関するご質問にお答えします。

まず、ICTの今年度の活用状況です。当初は、端末操作の問合わせ等がありましたが、ICT支援員のサポートや教員研修等を実施することで、現在は滞りなく活用が進められています。特筆する点は、コロナ禍により学校に来られない児童・生徒に対し、従来は学校ホームページや一斉メール等により課題を伝えていましたが、現在は教室をオンラインでつなぐスタイルで授業を実施する取組が進んでいることです。また、教員が経験を積み上げ、ICT活用に対して自信をつけてきています。

日常的な利用についても、対話型の授業や教育活動がこれまで以上に可能になり、児童・生徒が協働して学習を進める場面が広がっております。学校では、全ての教育活動を通して、タブレットという新たなツールを活用した改善を行っており、「未来を切り拓く児童・生徒」の育成に向け、これまでの実践とICT活用の融合による教育の質の向上が図れるものと考えております。

次に、コミュニティ・スクールについてですが、まず、設置による効果では、学校や地域、児童・生徒が抱える課題に対して関係者が当事者意識を持って連携・協働することが実現しております。その中で、地域の方々の協力により、日々の学びや体験活動が充実するとともに、教職員の負担軽減にもつながっています。保護者や地域の方々にとっても、学校への理解が深まることなどの成果があります。

ご指摘のような課題が生じた際には、学校地域コーディネーターが区教育委員会と連携しつつ、学校と地域のつなぎ役として解決を図っております。会計年度任用職員は、勤務条件が厳格に定められておりますが、期末手当の支給が可能となるなどメリットもあります。

また、事業費については、指導課で一括管理しているほか、学校地域コーディネーター専用のICT機器も配備しており、活動上の制約は少ないと認識しています。国や都の補助金につきましては、毎年度申請をして事業運営に活用しており、ファンドを設定する予定は今のところございません。

今後の方向性としては、学校・家庭・地域が目指す児童・生徒像を共有することにより、各学校が地域の特色や人材を活用した事業を展開し、地域総がかりで児童・生徒を育てていく体制を確立することと考えています。このことは、地域とのつながりを深めることになり、国が示す方針と同様のものがございます。

次に、不登校対策についてです。マイスクールで支援を要する児童・生徒については、これまでも個別に対応してきております。特別支援教室に通いつつ、マイスクールを利用する場合がありますので、臨床心理士を配置して、相談および個別の支援についての体制も強化しております。

不登校児童・生徒の推移については、国や都と同様に増加傾向にありますが、出現率においては低い割合になっております。市民科での相手を大切にする指導や一貫教育による円滑な接続、学校選択制など、本区独自の取組による効果と捉えております。

マイスクール八潮では、令和3年10月末現在、40名の利用者がおり、そのうち学校に復帰した児童・生徒は3名です。マイスクールでは、社会的な自立を目的として、個別の学習支援のほか、各種行事などにより、学力や人間関係への自信を持てるようになったことが復帰につながったと考えております。

また、フリースペースとの連携としては、利用している不登校児童・生徒をハーツが訪問したり、関係機関と情報共有したりしています。

不登校特例校の設置については、現在、本区では、不登校児童・生徒の出現率が国や都より低い状態であるとともに、マイスクール以外にもハーツや学校と家庭の連携推進事業などによる支援をしていることから、現時点での申請は考えておりません。

次に、特別支援教育についてです。まず、特別支援教室ガイドラインの背景と概略ですが、令和3年度に都内全校に導入が完了することから、これまでの成果と課題を踏まえ、運営のさらなる充実を図る目的で改訂に至ったものと認識しております。具体的には、入退室のプロセスを明確化した「原則の指導期間」が示されました。

原則の指導期間は1年間ですが、1年の延長が可能で、退室後の再入室の仕組みもあり、利用機会が完全に失われるわけではありませので、制度の中で柔軟な対応を行ってまいります。

また、小学生の自閉症・情緒障害の特別支援学級設置についてですが、中学校2校における取組や他区での実施の様子を踏まえて研究してまいります。

今後とも、教育委員会が作成したリーフレットを基に、在籍校にて保護者への分かりやすい説明に努めるとともに、管理職はもとより、訪問指導教員、特別支援教室専門員など関係職員の連絡会等を通して、個に応じた対応の充実を図ってまいります。

[子ども未来部長柏原敦君登壇]

**○子ども未来部長（柏原敦君）** 私からは、キッズゾーンに関するご質問についてお答えいたします。

区では、これまで未就学児の安全対策として、キッズゾーン等について、関係各課による会議の開催にて情報の共有を図ってまいりました。そうした中で、キッズゾーンの設定については、施設ごとの範囲や規制の考え方など、整理すべき課題が多いと捉えております。

なお、未就学児の交通安全確保に関しましては令和元年度に道路の緊急安全点検を実施し、順次安全対策を講じてきたところです。

[都市環境部長中村敏明君登壇]

**○都市環境部長（中村敏明君）** 私からは、まちづくりについてお答えいたします。

初めに、まちづくりの成果についてですが、これまで大崎や武蔵小山等での計画的なまちづくりが進展するとともに、大井町駅周辺や品川駅南地域など、様々な地区において、地域主体のまちづくりの検討が活発に行われています。また、木密地域での建物の耐震化、栈橋や親水広場の整備による水辺の利活用など、各地区での取組を進めてまいりました。

次に、区内の状況の変化についてですが、補助26号線の開通や連続立体交差化事業の着手など、都市基盤の整備が進むとともに、土地利用では、大崎、五反田エリアでの業務機能の集積が進んでおります。

一方で、自然栽培への一層の備え、情報通信技術の活用や低炭素社会の実現など、区を取り巻く社会情勢も大きく変化している状況でございます。

計画改定の方向性等につきましては、まちづくりの進展状況や社会情勢の変化、アンケートの結果などを踏まえ、さらなるにぎわいと災害に強いまちづくりを目指し、検討を進めてまいります。

次に、立会川・勝島地区のまちづくりについてですが、人道橋の整備により、運河を挟んだ東西の回遊性の向上や、災害時の避難ルートになるなど防災性の向上にも寄与するものと考えております。また、同時に、運河の遊歩道、「しながわ花海道」の整備や、新浜川公園の再整備を実施し、地域の魅力向上に向けた取組を進めてまいります。また、整備に当たりましては、国の補助金を可能な限り活用し進めてまいります。

**○高橋しんじ君** それぞれご答弁ありがとうございました。自席より再質問させていただきます。

これは要望です。監査については、今お話あったように協議会のほうでホームページの記載を検討していただけるということですので、ぜひ、より充実して、区民の皆さんが分かりやすい内容にお願いしたいと思います。

それから、先ほど、質問は、財源なんですけれども、特別債ということでした。様々検討しているという内容を、都と調整云々とあったんですが、その実現性というか、そういった現状の検討の状況をお話いただければと思います。

それから、まちづくりなんですけれども、5つの地区のそれぞれ、どんな状況だったかという目標と成果をお尋ねしたので、大きなつかみ方で結構ですので、5つの地区の目標のことについてお話しいただければと思います。

教育については、コミュニティ・スクールで、ちょっと、文科省のほうでは、他の施策との絡みもあると思うんですが、地域の核という形でコミュニティ・スクールをということですね。学校をそういった状況にしていくと。今、ご答弁の中では、地域でしっかり学校を育てていくというご答弁だったんですが、それは理解できるんですが、そこから文科省としては地域の核としていくという流れになっていくのではないと思うんですが、その辺の関係をもう一回ご説明いただければと思います。

〔計画推進担当部長黒田肇暢君登壇〕

**○計画推進担当部長（黒田肇暢君）** 私からは、高橋議員の起債に関する再質問にお答えいたします。

特別区債の検討状況ということでございますが、東京都との事前協議に当たりましては、目的限度額と利率など、先ほど申し上げましたところの内容について検討する必要がございますので、新庁舎の具体的な整備費等、整備内容等の検討状況に合わせて東京都と事前協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

**○都市環境部長（中村敏明君）** まちづくりにつきまして、それぞれの地区の進展というところでございますけれども、まず代表的なところといたしましては、品川地区につきましては、まず旧東をはじめとして、にぎわいの創設が、地域が、皆さん熱心に取り組まれているというところと、また、現在は品川駅の南地域、先ほど答弁も申し上げました、こちらでまちづくりが盛んに行われている。また、北品川と京浜急行などでは鉄道の立体化も着手をしたというところがございます。

それから、大崎地区でございますが、こちらも昭和60年代から再開発に取り組んでおりまして、駅前のにぎわい、それから駅の周辺も、今現在もまだまちづくりが再開発を中心に進展をしているというところでございます。この再開発につきましては防災性の向上も十分に現在まで図られておりますが、引き続き取り組んでいくというところでございます。

それからまた、目黒川の取組ですとか、あるいはこの大崎地区では補助29号線の始まりというところ

で、沿道の整備も東京都によって今進められているというところがございます。

また、大井地区でございますけれども、こちらはやはり大井町駅周辺の再開発も一定程度進みましたが、これからは広町地区の開発、これが控えているというところもでございます。また、西大井も駅前を中心ににぎわいの創設、地域の方々も取り組まれて、また、今、株式会社ニコンもこれから本社の移転という大きなプロジェクトも控えているというところがございます。

また、大井競馬場では、この競馬という取組だけではなくて、様々なイベントを通じて人をたくさん集めていこうという、そういった取組も進められているところがございます。

また、荏原地域でございますが、こちらは武蔵小山を中心としましたまちづくりが今進展をしているというところと、また、木造密集地域等もございますので、こちらの防災性の向上も図られてきているというところがございます。

また、八潮地区でございますが、こちら区のほうも様々支援をしております、将来の八潮のまちづくりにつきまして現在検討が行われているという最中でございます。

区としまして、こういったまちづくりの取組に対してゴールはないというふうに考えておりますので、引き続き、一步でも前へまちづくりを進めていくという、そういう考えでございます。

〔教育次長米田博君登壇〕

○教育次長（米田博君） 教育に関します再質問についてお答えいたします。

コミュニティ・スクール、国の在り方というようなことですが、国は、日本全国の中でコミュニティ・スクールはどのようなふうにあるべきかというふうに考えている中では、全国的には地域の活性化というのが大きな課題というようなところにあり、その中に学校を位置付けるというようなことで、国の考え方が概算要求として示されているものと思います。

品川区は、地域がまず活発でございます。そういう中で、品川区といたしましては品川区のやり方として、学校運営に参画する校区教育協働委員会、それから学校支援を直接行う学校支援地域本部、それを地域コーディネーターがつないでというようなスタイルで実施しているものであり、先ほども申し上げましたが、国が示す方向性と同一ような形であると考えてはいるところがございます。概算要求ということですので、今年度これから国の示される内容も含めて、その辺のところも注視しつつ、品川区におけるコミュニティ・スクールの体制づくり、地域総がかりでという本来の目的を達成できるように今後も検討を進めてまいりたいと考えているところがございます。

○議長（本多健信君） 以上で高橋しんじ君の質問を終わります。

これをもって本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明26日、本日に引き続き一般質問を行います。

なお、明日の会議は午前10時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後4時19分散会

---

議長 本多健信  
署名人 木村 けんご  
同 くにば 雄大